

滋賀県地震防災プログラム（第2次）

～「滋賀県地域防災計画」に基づくアクションプログラム～

平成26年（2014年） 月改訂

滋 賀 県

目次

序章 地震防災プログラムの策定について

- はじめに 1
- プログラム策定の趣旨・構成 1
- プログラム改訂の背景と経過 2
- プログラム改訂の趣旨・背景 10

第1章 プログラムの基本的な考え方

- 県民・防災関係機関・市町・県の役割分担 11
- プログラムにおける県の役割 12
- 計画期間と進行管理 13
- プログラムの位置づけ 13
- プログラムの体系 14

第2章 具体的な施策の展開

- 基礎調査 危惧される地震の被害想定調査等 15
- 基本施策Ⅰ 耐震化等の必要な基盤整備
 - 1 建築物の耐震化 16
 - 2 ライフライン施設等の地震防災対策 29
 - 3 避難地等の整備による地域の安全化 34
 - 4 水害および土砂災害等防止対策 38
 - 5 物資等の輸送経路確保対策 44
- 基本施策Ⅱ 地震に備え・対応する体制づくり
 - 6 防災体制等の強化 50
 - 7 防災意識の高揚と地域防災力の強化 55
 - 8 災害ボランティア活動の支援体制の整備 58
 - 9 必要な物資等の備蓄 59
 - 10 被災後の復興体制強化 61
- 基本施策Ⅲ 防災機能の整備・充実
 - 11 危機管理センター等の整備・充実 62
 - 12 防災関係システム・設備等の整備・充実 64
 - 13 地震に関する調査研究等 71
- 基本施策・個別施策・実行別事業一覧 72

序章 地震防災プログラムの策定について

はじめに

滋賀県は、これまで災害が少ない県だと言われてきました。しかし、滋賀県には多くの活断層が存在し、どこでも地震が発生する可能性があります。特に、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震や南海トラフ地震の発生が危惧されています。

地震は、いつ起こるかわかりませんが、必ず来ると考えなければなりません。

「地震はこわい、起きたらどうしよう」、「地震が起きても自分は何とかなるだろう」などと、地震を過度におびえたり、甘く見すぎたりするのではなく、地震と向き合う姿勢として大切なのは、寺田寅彦氏の言葉にあるように『正しく恐れる』ことです。つまり、相手（地震）のことや自分のことをよく知った上で、どのように対処すればよいかを考え、適切な対策を立てることが重要です。

まさに「備えあれば憂いなし」であります。

大規模な地震による被害を軽減するためには、県、市町、防災関係機関、県民のみなさんや事業者の方々が、それぞれの役割に応じて主体的に地震防災対策に取り組む必要があります。

このプログラムは、それぞれの役割を明確にした上で、県が取り組むべき事業を定めたものです。

「県民の生命と財産を守る」、県に課せられた最も重要な使命を果たすため、今後、このプログラムを着実に進め、地震災害へ備えのある安全な地域社会を県民の皆さんと一体となって築いていきます。

プログラム策定の趣旨・構成

大規模な地震の発生が危惧される中、地震防災対策は非常に多岐にわたり、多額の財源を要することから、限られた財源の中で、計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組むため、滋賀県地震防災プログラムを策定しました。

プログラムは、「基本的な考え方」と「具体的な施策の展開」の2つの章で構成し、「具体的な施策の展開」では32の「実行」の実施計画と成果目標を個別の事項・事業ごとに設定し、推進します。

プログラム改訂の背景と経過

発生が危惧される地震

次の6つの地震の発生が特に危惧されています。

- 琵琶湖西岸断層帯地震（3頁参照）
- 花折断層帯地震
- 木津川断層帯地震
- 鈴鹿西縁断層帯地震
- 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震
- 南海トラフ地震

これまでの経過

平成 25 年 3 月 18 日

南海トラフ巨大地震の被害想定が公表される。

平成 25 年 12 月 27 日

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」施行

平成 26 年 3 月 31 日

県内全市町が南海トラフ地震防災対策推進地域(※)に指定告示される。

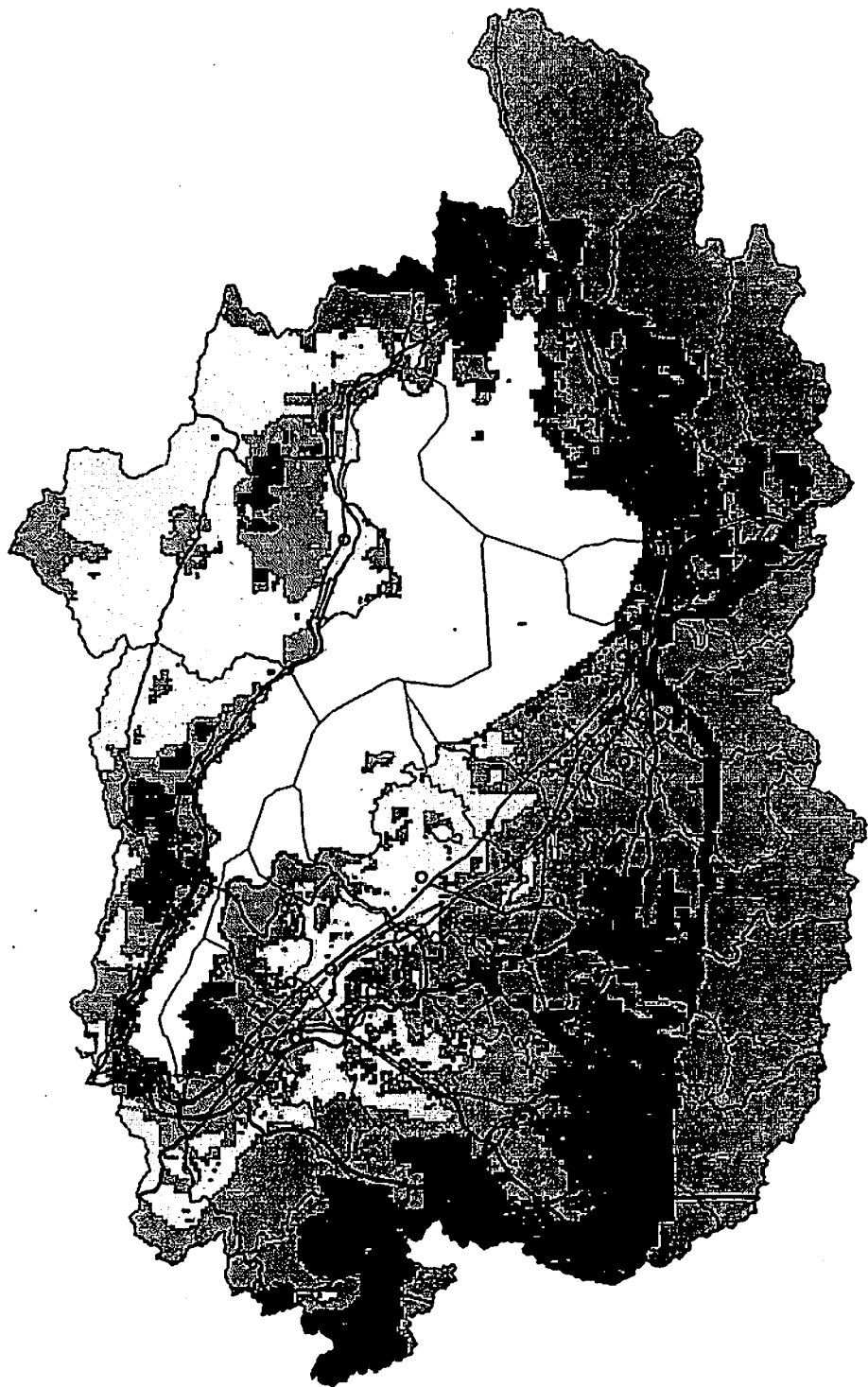
- ※・推進地域は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、市町村単位に指定されたものです。
- ・推進地域では、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成し、緊急に整備すべき施設の整備や防災訓練に関する事項等について定めるよう努める必要があります。

平成 26 年 3 月 26 日

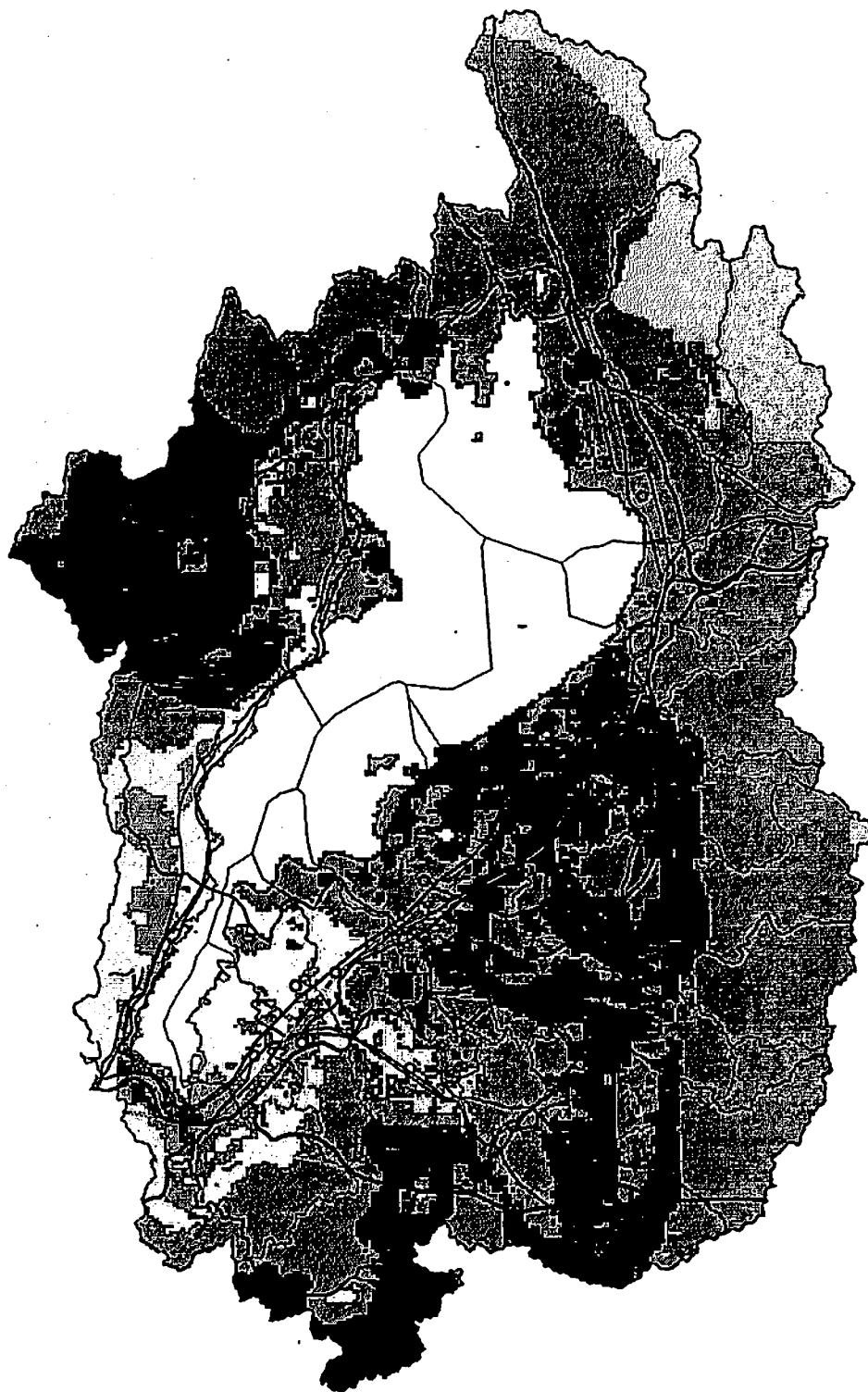
県周辺域の内陸活断層による地震および南海トラフ巨大地震の発生を仮定した県域の被害状況の想定結果を公表。

平成 26 年 12 月（地震防災プログラム改訂）

- ◆ 地震防災プログラム（第1次）の計画期間満了（防災上特に重要な県有施設の耐震化を除く。）および平成 25 年度に実施した地震被害想定調査結果に基づく改訂



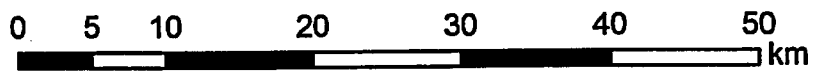
地震震度マップ 琵琶湖西岸断層帯地震 (case2)
 (大津・南部・高島地域を中心とした滋賀県で被害が一番大きいと想定される地震)



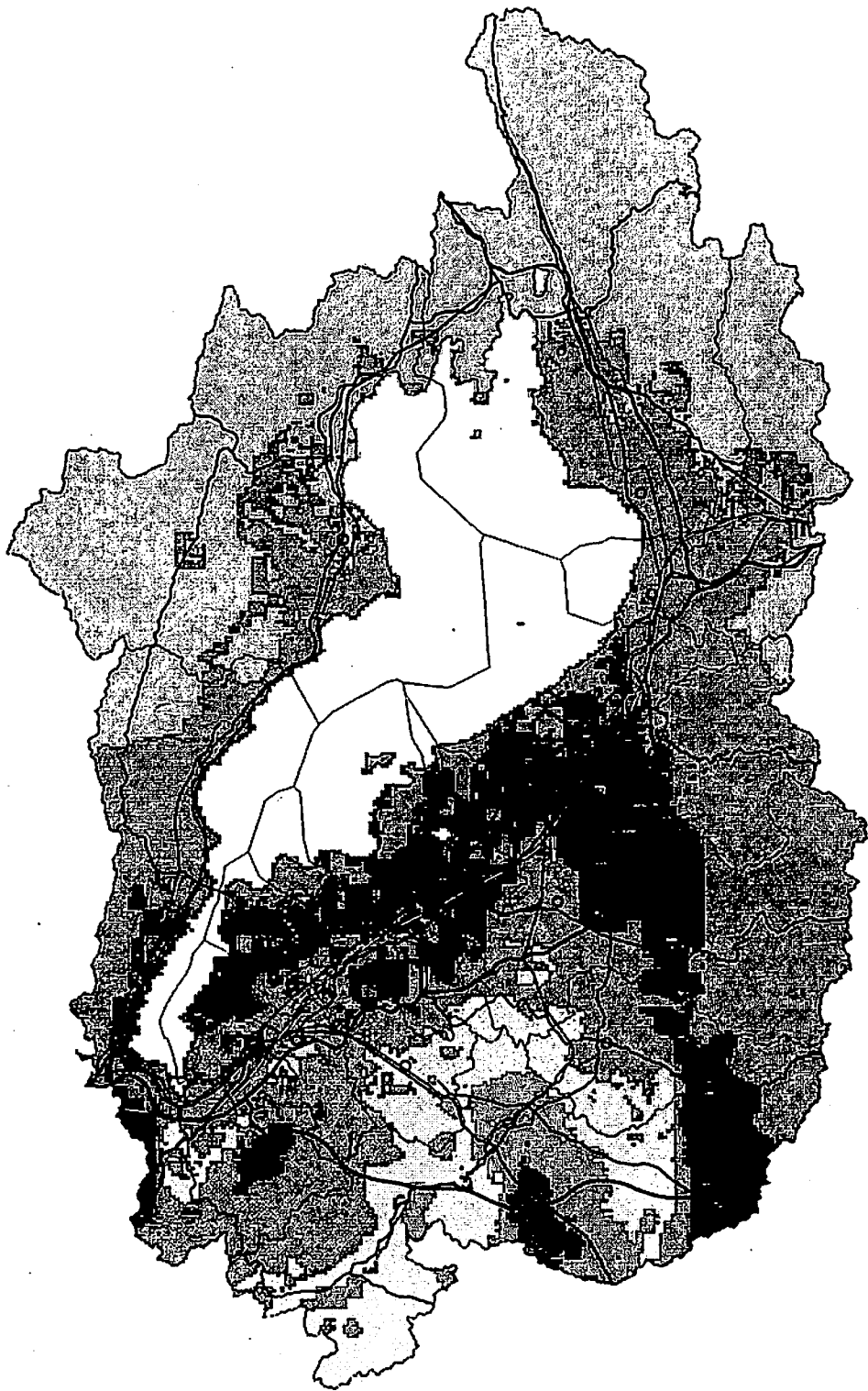
凡例

地表震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱
- 4
- 3以下



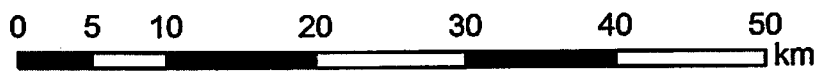
地震震度マップ 花折断層帯地震 (case2)
 (大津・南部地域を中心とした大被害が想定される地震)



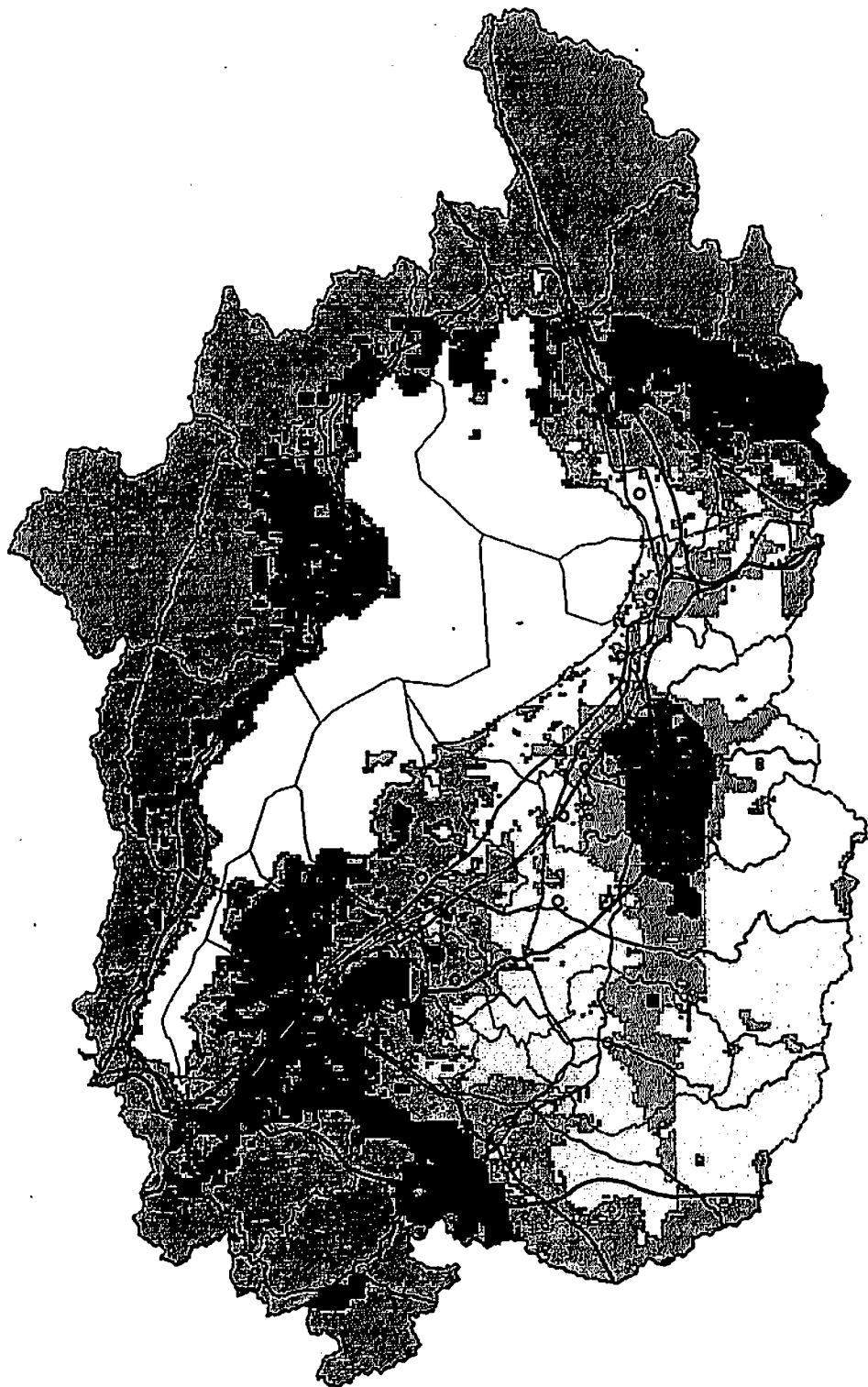
凡例

地表震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱
- 4
- 3以下



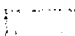



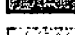


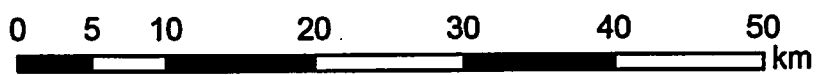
地震震度マップ 木津川断層帯地震 (case1)
 (甲賀地域を中心とした大被害が想定される地震)



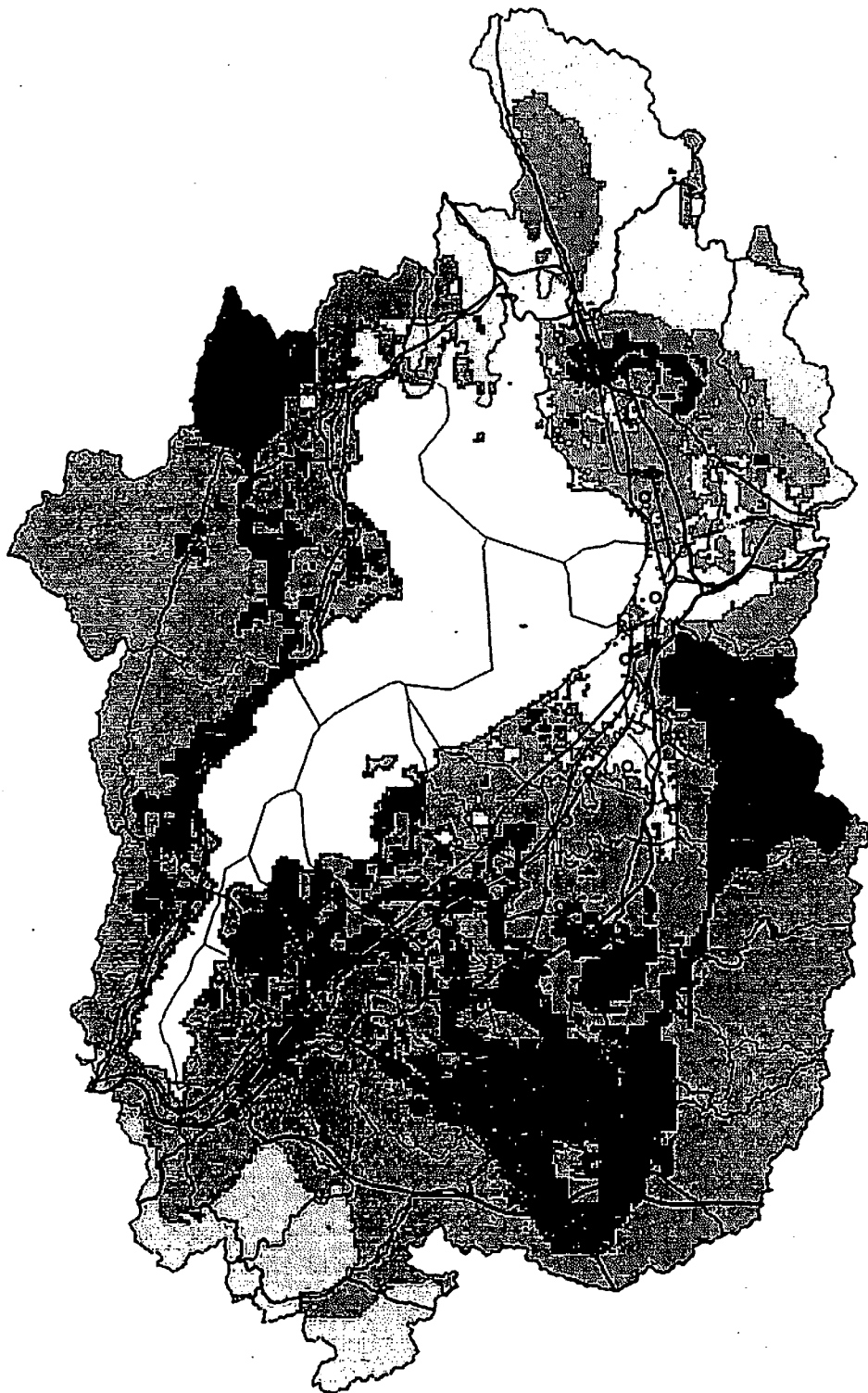
凡例

地表震度

-  7
-  6強
-  6弱
-  5強
-  5弱
-  4
-  3以下



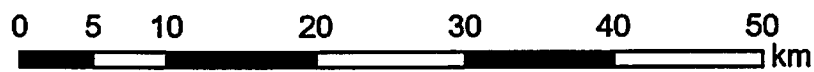
地震震度マップ 鈴鹿西縁断層帯地震 (case2)
 (湖東・東近江地域を中心とした大被害が想定される地震)



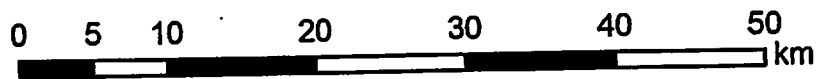
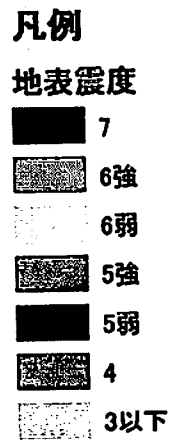
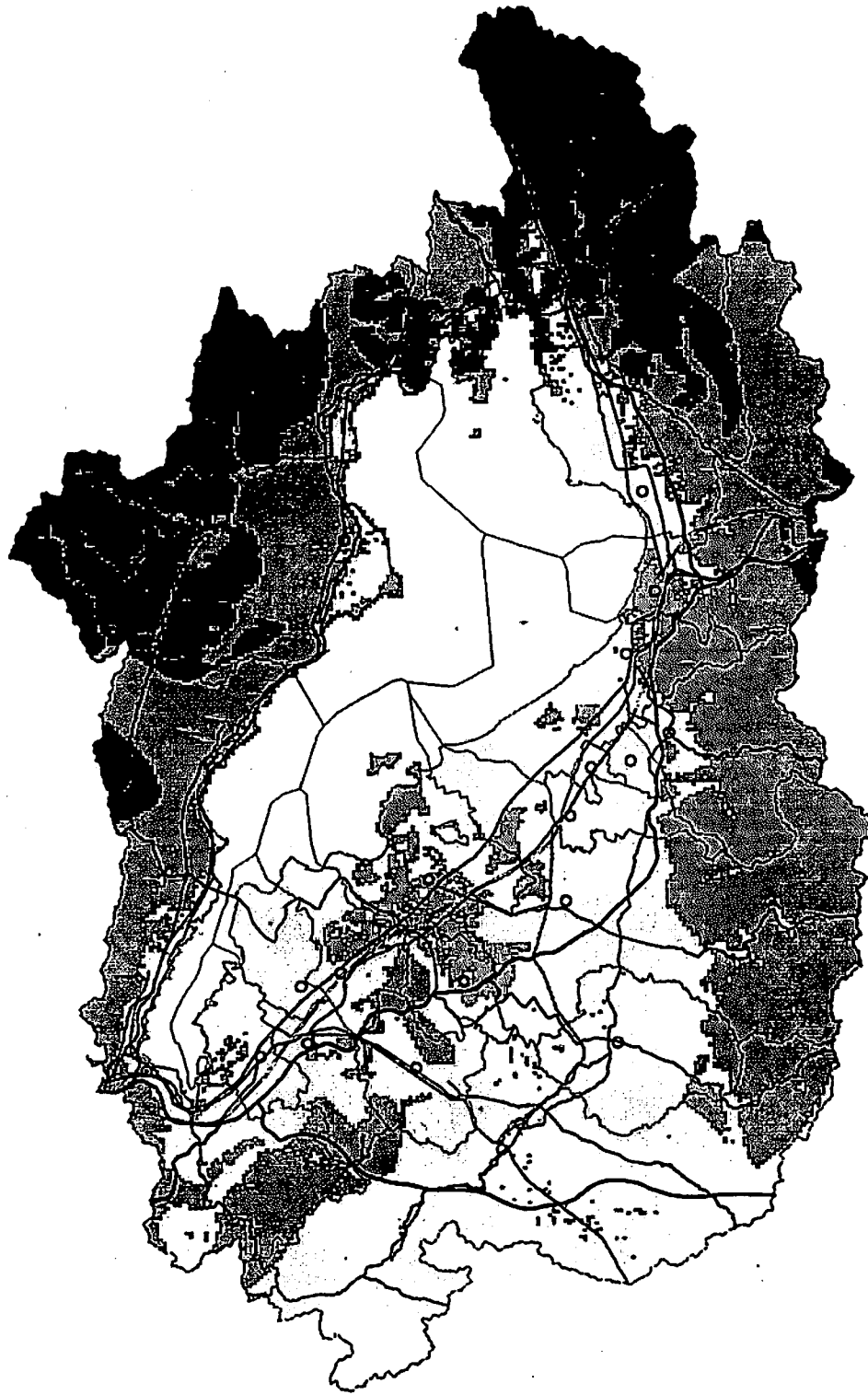
凡例

地表震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱
- 4
- 3以下



地震震度マップ 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震 (case1)
 (湖北・湖東地域を中心とした大被害が想定される地震)



地震震度マップ 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)
(滋賀県でも大被害、東海・西日本一帯で甚大な被害が想定される地震)

地震による被害想定について

地震被害想定結果概要

地震	ケース	発生時刻	建物被害			人的被害			一週間後の 全避難者数	
			全壊棟数	半壊棟数	全焼棟数 (平均風速)	死者数	負傷者数	重傷者数		
琵琶湖西岸断層帯地震 (大津・南部・高島地域を中心とした甚大な被害。全国への応援要請・受援体制が絶対的に重要)	case2	夏正午	38,504	83,856	76	76	1,384	13,515	1,117	249,534
		冬夕方			592	3,818	1,992	17,199	1,439	
		冬深夜			32	32	2,182	21,039	1,742	
花折断層帯地震 (大津・南部地域を中心とした大被害。京阪神方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	18,181	53,274	33	33	596	6,614	541	139,894
		冬夕方			215	1,655	822	8,537	702	
		冬深夜			16	16	940	10,380	849	
木津川断層帯地震 (甲賀地域を中心とした大被害。中部方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	5,734	14,540	14	14	254	2,133	179	42,672
		冬夕方			58	700	346	2,727	230	
		冬深夜			0	0	368	3,392	282	
鈴鹿西縁断層帯地震 (湖東・東近江地域を中心とした大被害。中部方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	10,804	31,173	21	21	427	4,529	372	81,703
		冬夕方			71	1,089	616	5,754	478	
		冬深夜			5	5	641	7,204	588	
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震 (湖北・湖東地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	10,412	24,940	17	17	379	3,631	301	71,710
		冬夕方			101	864	484	4,714	390	
		冬深夜			5	5	597	5,788	479	
南海トラフ巨大地震 (県全域で被害が発生。被害甚大な近隣府県への応援を検討すべき)	基本 ケース	夏正午	2,399	22,183	0	0	10	803	61	30,729
		冬夕方			11	11	11	1,014	77	
		冬深夜			0	0	12	1,256	95	
南海トラフ巨大地震 (県全域で大被害。(東海・近畿南部地方で甚大被害)他地域からの応援は不能、自己の防災力での対応を検討すべき)	個別 ケース	夏正午	11,017	74,084	37	37	300	6,702	525	158,550
		冬夕方			354	1,820	385	8,448	662	
		冬深夜			11	11	474	10,408	816	

※ 滋賀県 地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月) より

- 全避難者数とは、避難所生活者 (避難所で食料等を受け取り自宅で就寝する者を含む)、知人・親戚宅等への避難者の合計人数。

プログラム改訂の趣旨・背景

地震防災プログラム（第1次）の改訂

地震防災プログラムは平成16年3月に策定され、計画期間の半分（5年）が経過したことから、庁内に「減災対策推進チーム」を設置し、事業の進捗状況等について見極めを行いました。その結果、事業の大半は目標達成に向けて順調に進捗し、プログラムによる一定の成果が認められるものの、社会福祉施設や学校関係施設などの「防災上特に重要な県有施設の耐震化」については、県財政の状況や事業推進の困難性を考慮すると、平成24年度までの計画期間内での目標達成は極めて困難であると判断し、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」については計画期間を5年間延長して平成29年度までとしました。

また、災害時要援護者避難支援プランの策定支援をプログラムの新たな「実行」として追加するとともに、物資の供給、避難誘導等を目的とした民間事業者や団体との災害時における応援協定の締結を推進することとし、施策の「個別事項」として追加しました。

地震防災プログラム（第2次）の改訂

本県に甚大な影響を及ぼす可能性のある6つの地震に係る地震被害想定結果の公表（平成26年3月）を受け、その結果を地震防災対策に反映していく必要とともに、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」を除く地震防災対策は、平成24年度末に計画期間を満了しましたが、引き続き計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組む必要があることから、各事業主管課から提示された事業（地震防災プログラム（第1次）の事業のうち継続となる事業と平成26年度からの新規事業（平成25年度からの継続事業を含む））を整理し、体系化することで、平成29年度末までの地震防災プログラムとして地震防災対策を引き続き推進していくこととしました。

第1章 プログラムの基本的な考え方

県民・防災関係機関・市町・県の役割分担

地震に備え、対応するには、県や市町など行政だけの予防対策では十分ではありません。また、地震被害想定からも、大規模な地震が発生した場合には、全国への応援要請や受援体制が絶対的に重要になる場合や、被害が甚大で他地域からの応援が望めず自己の防災力での対応が求められる場合が想定されるなど、行政だけの防災能力では、とても対応できません。

このため、地震の予防対策や被災後の応急対策は、県民、事業者、防災関係機関の皆さんと行政が連携し、それぞれの役割を明確にしながら進めることが大切であり、過酷な条件、対応困難な状況を最小化し、対応可能な状態に近づける取組が求められます。

- 県民や事業者の皆さんは、「自らの命や財産は自ら守る」という考え方にに基づき、次のことを行うことが必要です。
 - ・地震や防災に関する知識を習得し、「正しく恐れる」こと
 - ・住宅、事業所、社宅等の耐震化や家具等の固定、諸機能の分散などの予防対策
 - ・消火器等の常備、地域の危険度や避難経路、避難場所の把握
 - ・食糧・飲料水の備蓄、非常持出品の準備（被災後の生活に対する備え） などこのほか、県民や事業者の皆さんには、「自らの地域を守る」ため、地域の自主防災組織等が行う活動や災害時の要援護者支援活動に積極的に参加するなど、被災時の地域の防災活動への協力体制を確立し、行政やボランティア等と連携して、地域防災力の向上を図ることが大切です。
- 防災関係機関は、その業務の公共性や公益性と被災時の重要な役割に鑑み、地域防災計画に定められた所管する分野の対策を特に率先して行うとともに、県・市町や防災関係機関相互と連携を図りながら、総合的に地震防災対策を進めることが必要です。
- 市町は、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体であり、区域内の住民の生命、身体および財産を守り、安全を確保するための第一義的責任を有する者として、次のことを行う必要があります。
 - ・防災のための知識の普及、意識の啓発、必要な情報の提供と周知
 - ・自主防災組織の育成指導
 - ・要配慮者対策の推進
 - ・避難地、避難路など防災施設の整備
 - ・自らが所有する施設等の耐震化や整備
 - ・食糧・生活必需品の公的備蓄 など特に、第1次防災圏である自治会や町内会等で担う自主的な防災活動を支援し、自主防災組織の育成と活性化に努めることは、地域防災力の向上を図る上で、市町の大切な役割です。

○ 県は、広域的な地方公共団体として、県民の生命と財産を守るため、県域全体の地震防災対策を国や市町、各都道府県や防災関係機関と連携して、総合的かつ計画的に推進します。

- ・国との調整、各都道府県との広域連携、県内市町や防災関係機関との調整
- ・国等と連携して行う地震に関する調査研究
- ・自らが所有する施設等の耐震化や整備
- ・他の実施主体と一体となって進める事業への支援や助言等
- ・食糧・生活必需品、医薬品等の公的備蓄 など

また、地震防災対策を進める上で必要な法整備や法改正、制度の創設や改定、延長等について、他の都道府県とも連携しながら、県として国に対する政策提言や要望を行っていきます。

プログラムにおける県の役割

県はこのプログラムにおいて、前記の役割分担を踏まえて、緊急度や重要性の観点から、自らが行うべき対策のほか、他の実施主体が行う対策への支援や助言等を行い、地震防災対策を進めていきます。

○ 県が「直接」行う対策

- ・県有施設の耐震化など自らの責任においてすべきことの計画的な推進
- ・県民に対する意識啓発を短期的・集中的・効果的に実施

○ 他の実施主体が行う対策を「支援」するもの

- ・病院・社会福祉施設（国公立を除く）の耐震診断の支援

（支援理由）ともに被災時の人的被害が大きいと予想される災害時要援護者の施設であり、病院については、被災後の救急医療においても重要な役割を担うことから、早急に耐震化が必要

- ・個人木造住宅の耐震診断・改修への支援

（支援理由）木造住宅は、耐震化により倒壊被害が相当に軽減されるため、倒壊家屋が被災後の救助活動や救急輸送等の支障にならないよう、地域を守る、地域の安全化を図るという観点から耐震化が必要

- ・自主防災組織の資機材整備に対する支援

（支援理由）地震による倒壊家屋からの救出・救助など人的被害軽減のためには、自主防災組織の活動など地域防災力の向上が不可欠なため、市町を通じて自主防災組織の育成・活性化を重点的に支援

○ 他の実施主体が行う対策に「助言等」するもの

- ・小中学校等や公共施設の耐震化に対する助言等
- ・病院や社会福祉施設の耐震診断に対する助言等
- ・ライフライン施設や危険物施設の耐震化対策等の啓発

計画期間と進行管理

- ◇ 計画期間は、平成 26 年度から 29 年度までの 4 か年とします。
この期間は、本県において地震防災対策の基礎データとして使用される地震被害想定調査結果を平成 26 年 3 月に公表したことから、この結果を加味する必要と、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」については、第 1 次のプログラムにおいて平成 29 年度までの計画期間とされていることを考慮し、設定するものです。
(ただし、第 1 次のプログラムの終了後も地震防災に係る多くの事業を引き続き実施していることから、平成 25 年度の事業計画および実績を記載することで事業の継続性を表現しています。)
- ◇ 毎年度の実施状況を把握するとともに、計画期間中であっても、国の地震に関する調査研究の成果、法律等の制度改正、各種計画、社会経済情勢や財政状況の変化などを踏まえて、弾力的に計画を見直します。

プログラムの位置づけ

- ◇ このプログラムは、「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に基づき実施する施策のうち、平成 29 年度までに重点的に取り組む事業のアクションプログラム（実行計画）です。
- ◇ 地震防災対策特別措置法第 2 条に基づく、平成 23 年度から平成 27 年度までの「第 4 次地震防災緊急事業五箇年計画」において計画している事業は、計画期間内に事業が完了できるよう、このプログラムにも再掲し、整合を図りながら進めます。
- ◇ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」と整合を図りながら進めます。
- ◇ このプログラムで推進する事業は、滋賀県基本構想と整合を図りながら進めます。

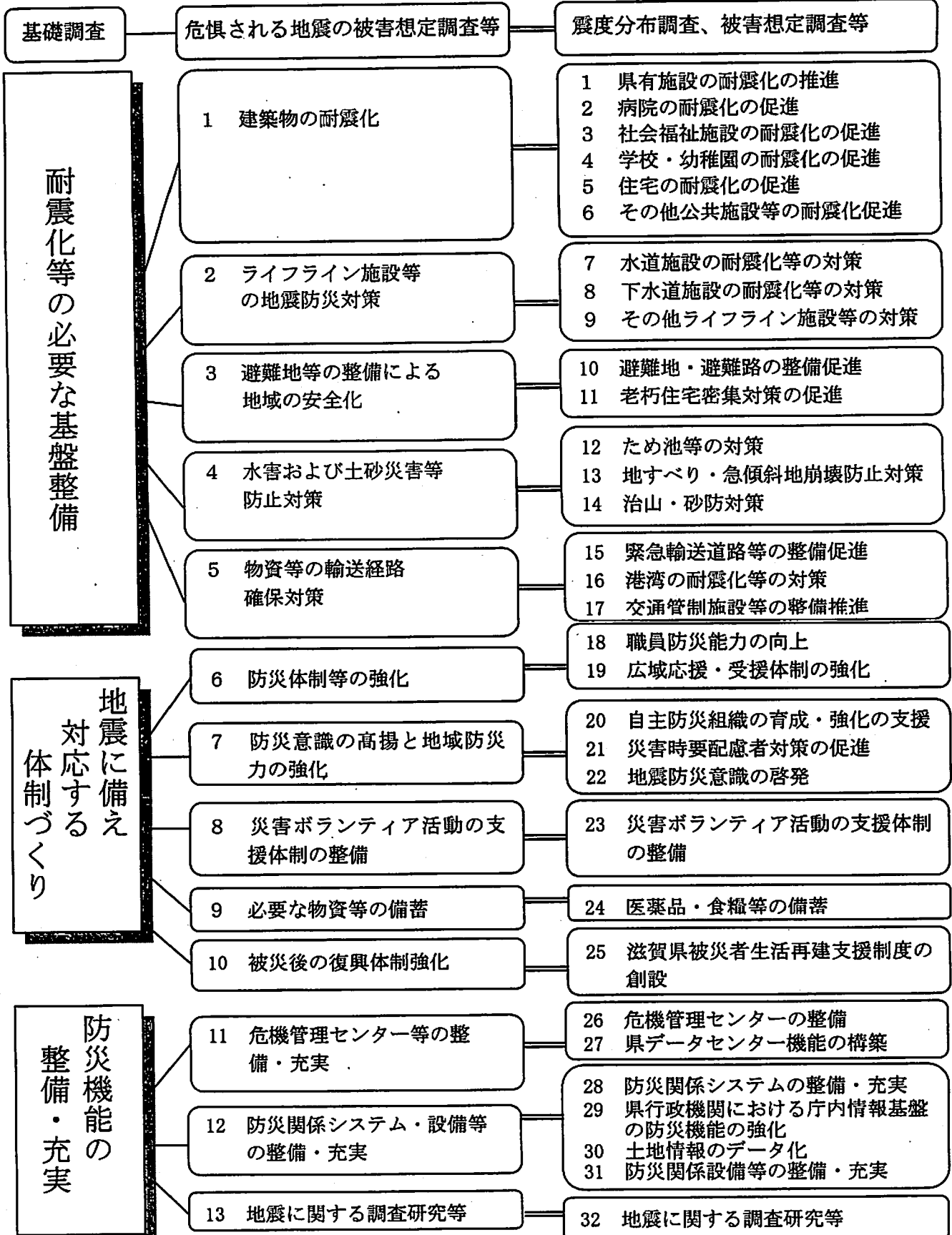
プログラムの体系

基礎調査の結果に基づき、**3**つの基本施策と**13**の個別施策により、**32**の実行の徹底を図ります。

【基本施策】

【個別施策】

【実行】



第2章 具体的な施策の展開

基礎調査 危惧される地震の被害想定調査等

琵琶湖西岸断層帯等による地震の被害想定調査

琵琶湖西岸断層帯などの県内主要活断層による地震および南海トラフ地震の被害想定調査を行い、地震防災対策の基礎データとして活用します。

平成 24 年度

- ・滋賀県全域における震度分布等調査
- ・ボーリングデータを収集、浅部地盤モデルを再構築して、揺れ・液状化の分布を 250m メッシュで推計

平成 25 年度

- ・滋賀県全域における被害想定調査（建物・施設被害推計、人的被害推計、災害イメージ）
- ・社会的データの収集

基本施策Ⅰ 耐震化等の必要な「基盤」整備

大規模な地震による被害、特に人的被害を軽減するために有効な建築物の耐震化をはじめ、火災など二次的な被害防止のための避難地、避難路の整備や災害救助、救援物資輸送のための緊急輸送道路の整備、ライフラインの確保対策など、地震防災対策として必要な社会基盤の整備を進めます。

個別施策 1 建築物の耐震化

大規模な地震による人的被害は、先の阪神淡路大震災の経験でも、建物倒壊による被害が最も多く、次いで火災によるものとなっていることから、昭和56年以前の構造基準（いわゆる旧耐震基準）により建築されている建物の耐震化を重点的に進めます。

実行 1 県有施設の耐震化の推進

[各部局]

県有施設の建物のうち、倉庫や車庫、設備用建物など、普段は人がいない建物を除く1,258棟を重要な施設と位置づけ、昭和56年（1981年）5月以前着工の旧耐震基準によって建てられた567棟を対象に耐震化を推進します。

具体的には、

- ①「県有施設耐震化計画」(※)に基づき、「防災上特に重要な県有施設」と「防災上重要な県有施設」に区分し、「防災上特に重要な県有施設」から耐震化を進めます。
- ②短期的・集中的に耐震診断を行い、その結果、耐震補強が必要な建物について、順次、耐震改修を行います。

なお、県営住宅(昭和56年以前128棟)については、建築年度の古いものは建て替えるなど、県有施設耐震化計画とは別に計画的に耐震化を図ります。

《県有施設の耐震化状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)》

	施設区分	全建築物 A 棟数	S56 以前の 建築物 B 棟数	S57 以降の 建築物 C 棟数	B欄のうち 耐震化済D 棟数	耐震化率 E=(C+D)/A %
防災上特に重要な施設	医療機関施設	18	4	14	4	100.0%
	社会福祉施設	72	31	41	30	98.6%
	学校関係施設	658	329	329	190	78.9%
	利用の多い 県民供用施設	57	15	42	11	93.0%
	防災拠点施設	208	55	153	18	82.2%
	小計	1,013	434	579	253	82.1%
防災上重要な施設	その他の 県民供用施設	18	12	6	2	44.4%
	試験研究機関等	67	37	30	8	56.7%
	その他庁舎等	49	18	31	6	75.5%
	職員宿舍等	111	66	45	1	41.4%
	小計	245	133	112	17	52.7%
計		1,258	567	691	270	76.4%
県営住宅		196	128	68	126	99.0%
合計		1,454	695	759	396	79.4%

※1 D欄の耐震化済みのものは、耐震診断の結果改修の必要のないもの、耐震改修済みのもの、用途廃止等により耐震化の必要のないものを合計している。

※2 耐震化率 = (C+D) / A

個別事項 1-1 防災上特に重要な県有施設の耐震化

防災上特に重要な県有施設である「医療機関施設」、「社会福祉施設」、「学校関係施設」、「利用の多い県民供用施設」および「防災拠点施設（主要な県関係庁舎や警察関係庁舎）」の耐震化を重点的に実施します。

事業の実施主体と県の役割は、下表 1-1-1 のとおり

耐震化の現状および目標は、下表 1-1-2 のとおり

<表1-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表1-1-2> 耐震化の現状および目標

事業計画 (H26～H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：棟	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等 (%)					
1,013 (1,004)	19	64	37	31	29	180
	82.1%	88.5%	92.1%	95.2%	98.9%	98.9%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の防災上特に重要な県有施設の合計棟数/防災上特に重要な県有施設の総棟数

* ()内数値はプログラム期間終了時点で廃止が見込まれる施設数を加味した値で、最終の耐震化率はこれをもとに算出している。

個別事項 1-2 防災上重要な県有施設の耐震化

前項以外の防災上重要な県有施設の耐震化については、利用の状況等を勘案して、順次、耐震診断から計画的に実施します。

事業の実施主体と県の役割は、下表 1-2-1 のとおり

耐震化の現状および目標は、下表 1-2-2 のとおり

<表1-2-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表1-2-2> 耐震化の現状および目標

事業計画 (H26～H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：棟	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等 (%)					
245 (242)	1	0	3	1	3	8
	52.7%	52.7%	53.9%	54.3%	56.2%	56.2%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の防災上重要な県有施設の合計棟数/防災上重要な県有施設の総棟数

* ()内数値はプログラム期間終了時点で廃止・利用停止が見込まれる施設数を加味した値で、最終の耐震化率はこれをもとに算出している。

※「県有施設耐震化計画」

【耐震診断・耐震改修実施の考え方】

1 倉庫や車庫、設備用施設などを除く重要な県有施設のうち、昭和56年以前建築の建物について耐震診断を行い、想定する地震規模において倒壊等により、人の生命に危険があるものについて、耐震改修等を行う。

2 重要な施設であっても、次に該当するものは耐震診断を実施しない。

(1) 老朽化等に伴う改築計画があるもの

(2) 取り壊す予定のあるもの

(3) 現に、施設の今後のあり方の検討が課題となっているものについて、その検討課題の結論がある程度具体化するまで

【優先順位の考え方】

1 上記の考え方に基づき行う耐震診断は、次の施設を「防災上特に重要な施設」と位置づけ、これらの施設から診断を実施する。

(1) 医療機関施設：被災時の人的被害が大きいと予想され、また、応急対策上の救急医療においても重要な役割を担うため

(2) 社会福祉施設：被災時の人的被害が大きいと予想されるため

(3) 学校関係施設：被災時の人的被害が大きいと予想され、また、避難所に指定されている施設が多いため

(4) 利用の多い県民供用施設

：被災時の人的被害が大きいと予想されるため

(5) 防災拠点施設：災害時の応急対策の拠点となるため

(6) 老朽化等により危険が差し迫っている施設で、補強して引き続き使用する必要のある施設

2 耐震改修等の工事は、耐震診断結果、震度予測・被害想定調査結果およびその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施する。

個別事項 1-3 県営住宅の耐震化

居住水準の向上を図り、高齢化社会に対応した良質な住環境とするため、既存の老朽化した、また、規模も狭小な県営住宅を建替等により整備する中、耐震対策の必要な県営住宅については、既存団地を統廃合することにより改善します。

事業の実施主体と県の役割は、下表 1-3-1 のとおり

耐震化の現状および目標は、下表 1-3-2 のとおり

<表1-3-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表1-3-2> 耐震化の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：棟	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等 (%)					
201	6	2	-	-	-	8
	99.0%	100.0%	-	-	-	100.0%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の県営住宅合計棟数/県営住宅の総棟数

実行2 病院の耐震化の促進

[健康医療福祉部]

被災時に医療活動の拠点となる病院については、入院患者の安全を守るとともに被災後の医療活動に重要な役割を果たす必要があることから、建物の耐震化を促進するため、病院(国公立を除く)が行う耐震診断および耐震改修に対して支援を行います。

個別事項2-1 病院(国公立を除く)の耐震化

病院(国公立を除く)の建物の耐震化を促進するため、一定の条件に合う病院について、耐震診断に対する支援を行い、診断の結果、補強等が必要な病院に対しては、既存の補助制度等により耐震化が促進されるよう支援を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表2-1-1のとおり
耐震化の現状および目標は、下表2-1-2のとおり

<表2-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	支援(国等の補助制度を活用し、耐震化整備を促進する。)

<表2-1-2> 耐震化の現状および目標

事業計画(H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位:箇所	上段:計画数量等 下段:目標耐震化率等(%)					
42	1	2	0	0	0	3
	81.0%	85.7%	85.7%	85.7%	85.7%	85.7%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の国公立を除く病院の合計施設数/国公立を除く病院の総施設数

実行3 社会福祉施設の耐震化の促進

[健康医療福祉部]

災害弱者の施設である社会福祉施設については、被災時に重大な人的被害を受けるおそれがあることから、市町等以外の設置者が行う耐震診断および耐震改修に対して支援を行います。

市町立施設については、設置者が適切な地震対策を講じるように助言、支援等を行います。（県立施設については、県有施設の耐震化により対応します。）

個別事項3-1 民間社会福祉施設(保育所を除く)の耐震化

民間社会福祉施設（保育所を除く）の建物の耐震化を促進するため、設置者が行う耐震診断に対して支援を行い、診断の結果、補強等が必要な施設に対して、既存の補助制度等により耐震化が促進されるよう支援を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表3-1-1のとおり

耐震化の現状および目標は、下表3-1-2のとおり

<表3-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	支援（補助制度を活用し、耐震化整備を促進する。）

<表3-1-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等			下段：目標耐震化率等（%）		
164	0	0	0	0	0	0
	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の民間社会福祉施設の合計施設数/民間社会福祉施設の総施設数

個別事項 3-2 民間保育所の耐震化

民間保育所の建物の耐震化を促進するため、設置者が耐震診断など、適切な対策を講じるよう啓発に努め、診断の結果、補強等が必要な施設に対しては、既存の補助制度等により耐震化が促進されるよう支援を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表 3-2-1 のとおり
耐震化の現状および目標は、下表 3-2-2 のとおり

<表3-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	支援（補助制度を活用し、耐震化整備を促進する。）

<表3-2-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等（%）					
96	0	1	0	0	1	2
	97.9%	99.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の民間保育所の合計施設数/民間保育所の総施設数

個別事項 3-3 公立保育所の耐震化

公立保育所については、市町等が耐震診断、耐震改修など適切な対策を講じるよう啓発に努め、耐震改修・改築について、既存の制度を利用して耐震化が促進されるよう助言を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表 3-3-1 のとおり
耐震化の現状および目標は、下表 3-3-2 のとおり

<表3-3-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町
県の役割	助言等（保育所監査等を通じて啓発・助言を行う。）

<表3-3-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等（%）					
148	7	8	2	3	3	23
	79.1%	84.5%	85.8%	87.8%	89.9%	89.9%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の公立保育所の合計施設数/公立保育所の総施設数

実行4 学校・幼稚園の耐震化の促進

[総務部・教育委員会]

学校・幼稚園施設は、幼児・児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であることから、安全な環境を確保することが不可欠であり、地震発生時に幼児・児童生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、設置者が十分な耐震性能を持つ施設・設備を整備するよう啓発、助言に努めます。

(県立施設については、県有施設の耐震化により対応します。)

個別事項4-1 市町立学校等の耐震化

市町立の小中学校・幼稚園については、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき平成27年度末までの耐震化の完了に向けて取り組まれており、市町が耐震診断、耐震改修など適切な対策を講じるよう、また、既存の国庫補助制度等を利用して耐震改修・改築などの耐震化が促進されるよう啓発、助言に努めます。

事業の実施主体と県の役割は、下表4-1-1のとおり

耐震化の現状および目標は、下表4-1-2のとおり

<表4-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町
県の役割	助言等（通知文や市町担当者会議の開催等により、国の方針等について啓発・助言を行う。）

<表4-1-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：棟	上段：計画数量等		下段：目標耐震化率等（%）			
2,014	1,929	県は啓発・助言				
	95.8%					

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の市町立学校等の合計棟数/市町立学校等の総棟数

個別事項 4-2 私立学校等の耐震化

私立の小中学校・幼稚園、高校等については、設置者が耐震診断、耐震改修・改築など適切な対策を講じるよう啓発に努め、国の耐震改修・改築補助制度および県の耐震改築に対する補助制度等を利用して耐震化が促進されるよう助言および支援に努めます。

事業の実施主体と県の役割は、下表 4-2-1 のとおり

耐震化の現状および目標は、下表 4-2-2 のとおり

<表4-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	支援（補助制度の活用等により、耐震化整備を促進する。）、助言等

<表4-2-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：棟	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等（%）					
130	6	1	4	3	2	16
	83.7% (103/123)	82.5% (104/126)	83.7% (108/129)	85.4% (111/130)	86.9% (113/130)	86.9%

* 耐震改修不要または耐震改修・改築済の私立学校等の合計棟数/私立学校等の総棟数

* 耐震化率は、各年度における総棟数の増減を反映した値により算出している。

実行5 住宅の耐震化の促進

[知事直轄組織、土木交通部]

住宅の耐震化は、住民の命を守るために重要な地震対策の一つであることから、建築基準法の改正により強化された新耐震基準を満たさないおそれがある住宅（昭和56年以前に建築された住宅）については、耐震化を推進する必要があります。

住宅の耐震化の促進にあたっては、住民の意識が極めて重要なことから、防災意識の高揚を図るとともに、家屋の倒壊による被災後の活動への支障防止や火災等による二次災害防止など、地域全体の安全化の観点から、耐震診断および耐震・バリアフリー改修等に支援を行い、地震災害に備えのある安全な地域社会の構築を目指します。

また、人的被害の低減のために、家具の転倒防止など、有効な地震対策について、情報提供や普及啓発を行います。

<表5> 安全性の高い住宅の現状および目標

区分	現状(H25年度)	目標(H29年度末)
安全性の高い住宅の割合*	81.0%	89.0%

* H25年度住宅・土地統計調査集計結果の速報値による推計値（確報値の公表に伴い、改訂することがあります。）

個別事項5-1 住宅耐震化の普及啓発

個人木造住宅の耐震診断を行う耐震診断員の養成講習会の開催や耐震診断員等の登録、耐震診断・改修マニュアルの作成等を行うとともに、設計・施工業者に対する工事講習会の開催や耐震化する住宅の改修モデルを作成します。

また、県民に対しては、簡易自己診断のPRやリーフレットの作成・配布等により、住宅の耐震化への普及啓発や家具の転倒防止等の有効な地震対策について情報提供を行い、住宅の耐震化を促進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表5-1-1のとおり

耐震診断員登録数の現状および目標は、下表5-1-2のとおり

<表5-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表5-1-2> 耐震診断員登録数の現状および目標

事業計画 (H26～H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：人	上段：計画数量等			下段：目標耐震診断員登録率（%）		
1,500	47	137	137	137	137	597
	63.5%	72.6%	81.7%	90.9%	100.0%	100.0%

* 個人木造住宅の耐震診断員登録数/目標耐震診断員登録総数

個別事項 5-2 住宅の耐震診断

一定の条件に合う昭和 56 年以前に建築された住宅の耐震診断に対して、市町を通じて支援を行い、住宅の耐震化を促進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表 5-2-1 のとおり
耐震診断受診の現状および目標は、下表 5-2-2 のとおり

<表5-2-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県民、市町
県の役割	支援（住宅の耐震診断に係る補助事業を施行する事業主体に、県が補助を行う。）

<表5-2-2> 耐震診断受診の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：戸	上段：計画数量等			下段：目標耐震診断受診率（%）		
19,000	313	350	350	平成27年度の耐震改修促進計画の策定に合わせて設定。		
	47.0%	48.9%	50.7%			

* 耐震診断受診数 / 目標耐震診断受診総数

個別事項 5-3 住宅の耐震改修

耐震診断の結果、耐震基準を満たさないと判断された住宅について、融資制度等の情報提供や住宅相談などの指導助言を行い、住宅の耐震化に向けたリフォームや建替などの促進に努めます。

このうち、一定の条件に合う昭和 56 年以前に建築された個人木造住宅に対しては、市町を通じて住宅のバリアフリー改修を含めて耐震改修の支援を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表 5-3-1 のとおり
耐震改修の現状および目標は、下表 5-3-2 のとおり

<表5-3-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県民、市町
県の役割	支援（住宅の耐震改修に係る補助事業を施行する事業主体に、県が補助を行う。）

<表5-3-2> 耐震改修の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：戸	上段：計画数量等			下段：目標耐震診断受診率（%）		
1,800	37	50	50	平成27年度の耐震改修促進計画の策定に合わせて設定。		
	10.9%	13.7%	16.4%			

* 耐震改修支援数 / 目標耐震改修支援総数

実行6 その他公共施設等の耐震化促進

[知事直轄組織・土木交通部]

多数の人が利用する公共施設や集客施設は、管理者や所有者が耐震診断や耐震改修など適切な措置を講じるよう助言等に努めます。

特に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、同法による「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震改修を行うように要請等を行います。

(県立施設については、県有施設の耐震化により対応します。)

個別事項6-1 市町立公共施設の耐震化

市町立の公共施設については、市町が耐震診断・耐震改修など適切な対策を講じるよう助言等に努めます。

なお、市町地域防災計画上の避難場所や防災拠点に位置づけられている施設については、耐震診断・耐震改修の状況について毎年調査し、必要に応じて内容を確認するなど情報の把握に努め、早急な対策を行うよう要請します。

〈参考〉市町公共施設等耐震化状況

平成26年3月31日現在

施設区分	全建築物 A 棟数	S56以前の 建築物 B 棟数	S57以降の 建築物 C 棟数	B欄のうち 耐震化済 D 棟数	耐震化率 $E=(C+D)/A$ %
1 社会福祉施設	260	104	156	29	71.2%
2 幼稚園	232	94	138	56	83.6%
3 小学校	1,096	558	538	540	98.4%
4 中学校	612	245	367	215	95.1%
5 庁舎	169	86	83	36	70.4%
6 公民館等	357	131	226	57	79.3%
7 体育館	82	45	37	21	70.7%
8 診療施設	71	18	53	5	81.7%
9 消防署等	56	12	44	0	78.6%
10 公営住宅	1,402	870	532	183	51.0%
11 職員公舎	21	17	4	0	19.0%
12 その他	460	118	342	20	78.7%
市町関係施設計	4,818	2,298	2,520	1,162	76.4%

個別事項6-2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

3階建てかつ延床面積1,000㎡以上の規模等の特定耐震既存不適格建築物については、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有者が耐震診断、耐震補強など適切な対策を講じるよう啓発に努めます。

さらに、法令で定められている病院、劇場、観覧場など不特定多数の人が利用する建築物で3階建てかつ延床面積5,000㎡以上の規模等の要緊急安全確認大規模建築物等については、所有者が耐震診断・耐震改修を行うよう指導啓発等を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表6-2-1のとおり

耐震化の現状および目標は、下表6-2-2のとおり

<表6-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	助言等（事業者からの相談に応じ、耐震診断・改修に係る各種制度について、助言を行う。）

<表6-2-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：戸	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率等（%）					
平成27年度の耐震改修促進計画策定時に調査予定。	県は啓発・助言					

個別施策2 ライフライン施設等の地震防災対策

被災時に上下水道施設の機能を維持し、ライフラインを確保するため、県が行う事業については耐震化等の対策を進めるとともに、県営以外の水道事業については、各事業体が施設・設備の耐震化等を図るよう支援等を行います。

実行7 水道施設の耐震化等の対策

[健康医療福祉部・企業庁]

被災時にも上水道施設の機能が維持され、また、管路等が被災しても飲料水の確保がされライフラインが保たれるよう、地震対策を進めるとともに、水道事業体が施設の耐震化や応急対策のための設備整備等を図るよう支援、助言等を行います。

個別事項7-1 県営水道施設の耐震化等

被災時に県が行っている水道用水供給事業の機能を維持し、飲料水等のライフラインを確保するため、企業庁が管理する施設の整備(バックアップ送水管)など地震対策を推進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表7-1-1のとおり
地震対策の現状および目標は、下表7-1-2のとおり

<表7-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表7-1-2> 地震対策の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：m	上段：計画数量等 下段：バックアップ送水管整備率(%)					
8,167	882	1,825	4,755	705	-	8,167
	10.8%	33.1%	91.4%	100.0%	100.0%	100.0%

* バックアップ送水管整備延長/目標バックアップ送水管整備総延長

個別事項 7-2 県営以外の水道施設の耐震化等

被災時に各水道事業体が行っている水道事業の機能を維持し、飲料水等のライフラインを確保するため、各水道事業体及管理する施設設備の整備に対して助言し、水道施設の地震対策を促進します。特に、飲料水の確保対策として有効な、配水池の緊急遮断弁設置について緊急的に取り組み、未設置の事業体への助言を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表 7-2-1 のとおり
地震対策の現状および目標は、下表 7-2-2 のとおり

<表7-2-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町等（水道事業体）
県の役割	支援、助言等（対策に係る国庫補助制度の活用や技術的事項に関する指導、助言）

<表7-2-2> 地震対策の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：緊急遮断弁整備率（%）					
52	4	4	6	5	4	23
	7.7%	15.4%	26.9%	36.5%	44.2%	44.2%

* 緊急遮断弁設置箇所数/整備予定箇所総数

実行8 下水道施設の耐震化等の対策

[琵琶湖環境部]

被災時に下水道施設の機能が維持され、ライフラインとしての機能が保たれるよう下水道施設・設備の耐震化等を図ります。

個別事項8-1 下水道施設の耐震化等

東日本大震災を踏まえた新耐震指針により、物理的、技術的、経済的に耐震改修が困難な琵琶湖流域下水道施設・設備の段階的な耐震性能向上のための耐震診断の実施および耐震対策方針を決定します。

事業の実施主体と県の役割は、下表8-1-1のとおり

地震対策の現状および目標は、下表8-1-2のとおり

<表8-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表8-1-2> 地震対策の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：処理区	上段：計画数量等		下段：耐震対策方針決定率 (%)			
4	0	0	0	2	2	4
	0%	0%	0%	50.0%	100.0%	100.0%

* 耐震対策済施設数/耐震対策可能施設数

実行9 その他ライフライン施設等の対策

[知事直轄組織・琵琶湖環境部]

被災時に重大な二次的災害を引き起こすおそれのある危険物関係施設や、被災後の早期の復興に重要な役割がある廃棄物処理施設の耐震化等の地震対策について、管理者が適切な対策を講じるよう助言等を行います。

個別事項9-1 危険物施設の耐震化等

石油・ガスタンクなど危険物施設が被災した場合には、重大な二次的災害を引き起こすおそれがあるため、管理者が施設の耐震化など適切な地震対策を講じるよう啓発するとともに、耐震化等の対策のために必要な情報の提供に努めます。

事業の実施主体と県の役割は、下表9-1-1のとおり

地震対策の現状および目標は、下表9-1-2のとおり

<表9-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	助言等（消防本部等関係機関と協力しながらの啓発、必要な情報の提供）

<表9-1-2> 地震対策の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：目標耐震化率（%）					
8	0	0	2	0	0	2
	37.5%	37.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%

* 耐震診断後における改修済施設数/耐震改修促進法における規制対象施設数

個別事項 9-2 廃棄物処理施設の耐震化等

市町等が設置する廃棄物処理施設は、がれき処理など被災後の復興に重要な役割を果たすこととなるため、管理者が施設の耐震化など適切な地震対策を講じるよう助言等を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表 9-2-1 のとおり
地震対策の現状および目標は、下表 9-2-2 のとおり

<表9-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町等
県の役割	助言等（施設の改修、更新等に際して助言を行う）

<表9-2-2> 地震対策の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等			下段：目標耐震化率（%）		
40	0	0	1	1	1	3
	82.5%	82.5%	85.0%	87.5%	90.0%	90.0%

* 耐震対策済施設数/廃棄物処理施設の総施設数

個別施策3 避難地等の整備による地域の安全化

被災時の二次的災害を軽減するため、避難地・避難路の整備を行うとともに、住宅密集市街地の再開発を行うほか、農村地域の防災設備を整備するなど地域の安全化に努めます。

実行10 避難地・避難路の整備促進

[琵琶湖環境部・農政水産部・土木交通部]

地震による家屋倒壊や大規模な火災から、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じて避難計画を策定し、避難地および避難路の整備を行う市町に対して助言または支援を行い、もしくは県が直接整備し、避難地等の整備を促進します。

個別事項10-1 都市公園の整備

被災時に広域または一次避難地となる都市公園を整備する市町に対して助言等を行い、街の安全化につながる避難地の整備を促進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表10-1-1のとおり
整備の現状および目標は、下表10-1-2のとおり

<表10-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町等
県の役割	助言等（市町が実施する都市公園事業について、事業認可や事業採択など技術的および行政手続上の指導および助言を行う）

<表10-1-2> 整備の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：ha	上段：計画数量等			下段：計画事業整備率（%）		
188.3	0	0	0	4.3	-	4.3
	97.7	97.7	97.7	100.0%	100.0%	100.0%

* 計画面積のうち整備済み面積/計画面積

個別事項 10-2 都市計画道路の整備

地震直後の火災などから住民が安全に避難できるよう、人口の集中が著しい市街地を中心に、市町地域防災計画等に基づく路線を中心に避難路を整備する市町に対して助言等を行い、街の安全化につながる避難路の整備を促進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表10-2-1のとおり
整備の現状および目標は、下表10-2-2のとおり

<表10-2-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町等
県の役割	助言等（市町が実施する街路事業について、事業認可や事業採択など技術的および行政手続上の指導および助言を行う）

<表10-2-2> 整備の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：km	上段：計画数量等			下段：計画事業整備率（%）		
24.5	1.5	1.5	2.3	1.1	0.8	7.2
	49.0%	55.1%	64.5%	69.0%	72.2%	72.2%

* 計画延長のうち整備済み延長/計画延長

個別事項 10-3 林道の整備

山村集落の生活道路や地震災害時の緊急避難路や迂回路等として、また、災害時の孤立化を防ぐため重要な役割を有する林道の保全整備を進め、または事業を行う市町等を支援し、山村地域の安全化につながる避難路の整備を推進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表10-3-1のとおり
整備の現状および目標は、下表10-3-2のとおり

<表10-3-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、市町・森林組合
県の役割	直接、支援（林道整備実施に係る経費の補助および技術的支援）

<表10-3-2> 整備の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：km	上段：計画数量等			下段：計画事業整備率（%）		
338.3	0.6	1.1	1.3	1.4	1.4	5.8
	93.8%	94.1%	94.5%	94.9%	95.3%	95.3%

* 計画延長のうち整備済み延長/計画延長全体

個別事項 10-4 農道・集落道の整備

農業集落の生活道路や地震災害時の緊急避難路や迂回路等として、また、災害時の孤立化を防ぐため、重要な役割を有する農道および集落道の保全整備を進める市町を支援し、または直接実施し、農村地域の安全化につながる避難路の整備を促進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表10-4-1のとおり
 整備の現状および目標は、下表10-4-2のとおり

<表10-4-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町
県の役割	直接（工事の施行）、支援

<表10-4-2> 整備の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等		下段：計画事業整備率（%）			
7	0	0.2	0.2	0.2	0.4	1.0
	85.7%	88.6%	91.4%	94.3%	100.0%	100.0%

* 計画路線数のうち整備済路線数/計画路線数

実行 11 老朽住宅密集対策の促進

[土木交通部]

都市における土地の合理的利用と、地震時の火災など二次的災害を防止するため、再開発組合等が行う老朽住宅密集対策に対して支援し、地域の安全化を促進します。

個別事項 11-1 市街地再開発事業

再開発組合等が行う市街地再開発事業に対して支援し、老朽住宅密集地を不燃化された共同建築物に建て替え、安全で快適な市街地整備を促進します。

事業の実施主体と県の役割は、下表11-1-1のとおり

整備の現状および目標は、下表11-1-2のとおり

<表11-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	事業者
県の役割	支援（事業を施行する組合に補助する市町への県費補助、国との連絡調整）

<表11-1-2> 整備の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等			下段：計画事業整備率（%）		
8	1	0	0	除却および 建築工事開始 (平成30年度完成)	0	1
	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%

* 事業計画地区数のうち事業完了地区数/事業計画地区数

個別施策4 水害および土砂災害等防止対策

地震による水害、土砂災害などを防止するため、ため池等用排水施設、地すべり・急傾斜地防止施設、砂防施設などの整備や必要な対策を行います。

実行12 ため池等の対策

[農政水産部]

地震によるため池や農業ダム等の決壊などによる被害を防止するため、改修・補強等必要な対策を行います。

個別事項12-1 ため池等の整備

農業用ため池や用排水等の施設は、そのほとんどが築造された年代が古く、その後の自然的・社会的状況の変化等により老朽化し危険な状況にあることから、大雨・地震等により堤体や施設がひとたび決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設にも及び被害は甚大となることは必至であるので、そのような災害を未然に防止するため、ため池一斉点検調査を実施し、その調査結果をもとに耐震診断を行い、耐震性がない場合は、ため池の整備を図ります。

事業の実施主体と県の役割は、下表12-1-1のとおり
整備の現状および目標は、下表12-1-2のとおり

<表12-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、市町
県の役割	直接、支援

<表12-1-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
707	0	20	30	30	36	116
	83.6%	86.4%	90.7%	94.9%	100.0%	100.0%

* 調査済のため池数（整備済を含む）／重要水防ため池数

個別事項 12-2 農業用ダムの対策

大規模な地震が農業用ダムへ与える影響を把握し、災害を未然に防止するための対策を講じます。

事業の実施主体と県の役割は、下表12-2-1のとおり

整備の現状および目標は、下表12-2-2のとおり

<表12-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表12-2-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
4	0	0	0	1	-	1
	75.0%	75.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 対策済箇所数/対策が必要な箇所数

地震による土砂災害等による被害を防止するため、「地すべり等防止法」により指定された地すべり防止区域において、地すべり防止施設の整備など、必要な対策を行います。また、がけ崩れによる被害を防止し、または軽減するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、区域内での行為の制限および急傾斜地崩壊防止工事を実施し、県土の保全と民生の安定を図ります。

個別事項13-1 地すべり防止施設の整備

地すべり危険地区で、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、安全で安心できる暮らしの実現を図ります。また、農村地域において、農地・農業用施設はもとより、人家や公共施設ならびに人命を地滑りから守るため、地すべり防止施設の整備を進めます。さらに、地すべりによる被害を防止し、または軽減するため、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、区域内での行為の制限および地すべり防止工事を実施し、県土の保全と民生の安定を図ります。

事業の実施主体と県の役割は、下表13-1-1のとおり
 整備の現状および目標は、下表13-1-2のとおり

<表13-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表13-1-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
2 ※1 (農政水産部)	0 62.0%	0.04 65.6%	0.03 68.3%	0.02 70.4%	0.02 72.5%	0.11 72.5%
9 ※2 (土木交通部)	0 55.6%	1 66.7%	0 66.7%	0 66.7%	0 66.7%	1 66.7%

*1 当該年度整備済箇所数=当該年度整備事業費/全体整備事業費

*2 対策済箇所数/全体整備計画箇所数

個別事項 13-2 急傾斜地等危険地域の整備

本県における、地震防災上の急傾斜地崩壊防止施設の要対策箇所は261箇所あり、防災パトロール等により状況把握とともに、危険性の高いところから、擁壁工事等の急傾斜地崩壊対策工事を実施し、土砂災害の防止に努めます。

事業の実施主体と県の役割は、下表13-2-1のとおり
整備の現状および目標は、下表13-2-2のとおり

<表13-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表13-2-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26～H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
261	6	8	6	6	4	30
	75.1%	78.2%	80.5%	82.8%	84.3%	84.3%

* 対策済箇所数/対策が必要な箇所数

実行 14 治山・砂防対策

[琵琶湖環境部・土木交通部]

山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、安全で安心できる暮らしの実現を図るため、地震時に被害の予想される集落や道路等の背後の山地危険地区の保安施設の整備を進めるとともに、地震後の洪水で土石流の流出する危険性が高い危険溪流の砂防設備の整備を推進します。

個別事項 14-1 補助治山事業

地域森林計画に基づき、期間中164箇所の治山施設の整備を行い、山地災害の防止を図ります。

事業の実施主体と県の役割は、下表14-1-1のとおり
整備の現状および目標は、下表14-1-2のとおり

<表14-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表14-1-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
2,346	24	35	35	35	35	164
	46.0%	47.4%	48.9%	50.4%	51.9%	51.9%

* 対策済箇所数/対策が必要な箇所数

個別事項 14-2 砂防事業

地震防災上発生する恐れのある土砂災害危険箇所は、1,124箇所あり、地震発生後の大雨による土砂災害の発生する危険性は高いため、緊急性、危険性の高い箇所から計画的に砂防堰堤等の砂防設備の整備推進を図ります。

事業の実施主体と県の役割は、下表14-2-1のとおり
整備の現状および目標は、下表14-2-2のとおり

<表14-2-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表14-2-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
1,124	4	1	5	5	4	19
	39.3%	39.4%	39.9%	40.3%	40.7%	40.7%

* 対策済箇所数/対策が必要な箇所数

個別施策5 物資等の輸送経路確保対策

被災時の医薬品や飲料水・食料など緊急物資の輸送のために、緊急輸送道路、湖上輸送のための港湾および交通管制施設の整備を進めます。

実行15 緊急輸送道路等の整備促進

[農政水産部・土木交通部]

地震時の災害救助、支援物資輸送、避難路確保など緊急輸送路を確保するため、「緊急輸送道路ネットワーク」上の県管理道路の狭隘箇所改良、災害危険箇所の解消、橋梁の耐震・落橋防止対策等を行うとともに、農道橋の耐震化、電線共同溝の整備を行います。

個別事項15-1 緊急輸送道路県管理道路の耐震化等

緊急輸送道路ネットワーク確保のために必要な、県管理の緊急輸送道路等の橋梁のうち、旧耐震基準で建設された橋梁の耐震・落橋防止対策等を進めるとともに、狭隘箇所の改良、危険区域解消に努めます。

事業の実施主体と県の役割は、下表15-1-1のとおり
耐震化の現状および目標は、下表15-1-2のとおり

<表15-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表15-1-2> 耐震化の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等			下段：計画事業整備率 (%)		
103	4	1	-	-	-	5
	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 緊急輸送道路県管理道路の耐震化済橋梁の合計/緊急輸送道路県管理要対策橋梁数

個別事項 15-2 緊急輸送幹線農道橋梁の耐震化等

緊急輸送道路確保のために必要な幹線農道橋梁の耐震・落橋防止対策等を進めます。
事業の実施主体と県の役割は、下表15-2-1のとおり
耐震化の現状および目標は、下表15-2-2のとおり

<表15-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表15-2-2> 耐震化の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
10	0	0	2	2	3	7
	30.0%	30.0%	50.0%	70.0%	100.0%	100.0%

*計画箇所数のうち対策済の箇所数/計画箇所数

個別事項 15-3 電線共同溝の整備

被災後の道路機能の確保とライフラインの安全性・信頼性の向上を目的の一部とし、
市街地を中心に電線共同溝を整備し、地域の安全化を進めます。

事業の実施主体と県の役割は、下表15-3-1のとおり
整備の現状および目標は、下表15-3-2のとおり

<表15-3-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、市町、事業者
県の役割	直接、支援

<表15-3-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
12	0	0	2	1	1	4
	66.7%	66.7%	83.3%	91.7%	100.0%	100.0%

*計画箇所数のうち整備済箇所数/計画箇所数

実行 16 港湾の耐震化等の対策

[土木交通部]

地震時の災害救助、支援物資輸送など緊急輸送時の湖上交通確保のため、広域輸送拠点に位置づけられている県管理港湾の耐震性能の向上を図るとともに、港湾の機能の強化を推進します。

個別事項 16-1 港湾の機能強化等

地域防災計画で震災復興に重要な役割を果たす広域輸送拠点である県管理港湾 1 港について、防災拠点として必要とされる施設機能を整備します。

事業の実施主体と県の役割は、下表16-1-1のとおり
整備の現状および目標は、下表16-1-2のとおり

<表16-1-1> 個別事業の実実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表16-1-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
1	0	0	1	-	-	1
	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

*計画箇所数のうち整備済箇所数/計画箇所数

個別事項 16-2 港湾の耐震化

地域防災計画で震災復興に重要な役割を果たす広域輸送拠点である県管理港湾3港（2港は整備済み）について、耐震化整備を行います。

事業の実施主体と県の役割は、下表16-2-1のとおり

耐震化の現状および目標は、下表16-2-2のとおり

<表16-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表16-2-2> 耐震化の現状および目標

事業計画（H26～H29年度）						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率（%）					
3	0	0	0	1	-	1
	66.7%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%

* 計画箇所数のうち整備済箇所数/計画箇所数

実行 17 交通管制施設等の整備推進

[警察本部]

地震時の災害救助、支援物資輸送、避難路確保など緊急輸送路を確保するため、主要箇所には交通情報板を整備するとともに、監視テレビを整備するなどにより、交通量を適切に配分・誘導し、救援物資等の円滑な輸送を確保します。

また、被災後の停電時にも円滑な交通を確保できるよう、交通信号機など交通安全施設の改良・整備を進めます。

個別事項 17-1 交通管制施設の確保

効果的な交通管制を実施し、緊急輸送道路を確保するために必要な監視テレビと交通情報板を更新整備します。

事業の実施主体と県の役割は、下表17-1-1のとおり

整備の現状および目標は、下表17-1-2のとおり

<表17-1-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表17-1-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26～H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等 下段：計画事業整備率 (%)					
10	2	2	2	2	2	10
	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%	100.0%

*整備計画箇所数のうち整備済の箇所数/整備計画箇所数

個別事項 17-2 交通安全施設の確保

被災後の停電時にも交通信号機が機能するよう、信号用電源付加装置や非常用電源箱等を設置するなど、交通安全施設を整備します。

事業の実施主体と県の役割は、下表17-2-1のとおり

整備の現状および目標は、下表17-2-2のとおり

<表17-2-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県
県の役割	直接

<表17-2-2> 整備の現状および目標

事業計画 (H26~H29年度)						
全体数量	H25	H26	H27	H28	H29	計
単位：箇所	上段：計画数量等		下段：計画事業整備率 (%)			
450	176	61	71	71	71	450
	39.1%	52.7%	68.4%	84.2%	100.0%	100.0%

* 整備計画箇所数のうち整備済の箇所数 / 整備計画箇所数

基本施策Ⅱ 地震に備え・対応する「体制」づくり

県、市町、県民、事業者や防災関係機関等がそれぞれの役割に応じて主体的に、また、相互に連携をとりながら必要な対策に取り組むことにより、地震に備え、対応する体制づくりを進めます。

県では、職員等の防災能力の向上に努めるとともに、広域的な対応について、適切かつ迅速な意思決定を行うため、県全体の防災能力の把握・検証、他の都道府県と連携して広域応援および受援体制の充実などに取り組み、防災体制等の強化を図ります。

また、地域の防災力向上のため、市町が行う自主防災組織の育成・強化を支援するとともに、災害時要配慮者対策の推進、県民等の意識高揚、災害ボランティアとの連携、必要な物資等の備蓄などに取り組みます。

個別施策 6 防災体制等の強化

地震防災体制強化のため、地震時の初動体制を強化するとともに、各種訓練や日常業務を通じて職員の能力の向上を図ります。

また、県域全体の防災能力を把握し、初動体制の強化を図るとともに、近隣府県等の防災能力についても把握し、広域の相互応援および受援体制の充実・強化を図ります。

実行 18 職員防災能力の向上

〔知事直轄組織・各関係部局・教育委員会〕

県や関係機関が迅速な災害対応を行うため、災害時の対応マニュアルの整備や人材の育成などの体制整備を行います。

また、図上訓練を取り入れた防災訓練の実施や、大規模な地震発生を想定した緊急初動対策班の訓練、各種防災関係システム操作の研修、更には全職員を対象にした統一テーマ研修に「防災」を取り入れるなど、県職員の防災能力の向上を図るとともに、消防学校の訓練機能を充実させることにより、消防職員等の能力の向上を図ります。

個別事項 18-1 各種防災訓練等の推進

地震被害想定に基づき、メディア連携訓練や図上訓練も取り入れた、想定される被害の状況に応じた実践的な総合防災訓練を行います。また、県・市町職員を対象に各種防災システムの操作研修や訓練を行います。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 18-1 のとおり

<表 18-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、市町、防災関係機関、県民、事業者	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿府県合同防災訓練実施 ・滋賀県総合防災訓練および防災システム操作等研修の実施 	—
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市を中心に滋賀県総合防災訓練の実施および防災システム操作研修等の実施 ・全県職員を対象とした研修の実施 	—
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・湖北地域（長浜市、米原市）を中心に滋賀県総合防災訓練の実施および防災システム操作研修等の実施 ・全県職員を対象とした研修の実施 	—
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県総合防災訓練の実施および防災システム操作研修等の実施 ・全県職員を対象とした研修の実施 	—
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県総合防災訓練の実施および防災システム操作研修等の実施 ・全県職員を対象とした研修の実施 	—

個別事項 18-2 消防学校訓練機能等の充実

消防職団員の能力向上のため、「消防学校の教育訓練の基準」および「消防教育実施計画」を踏まえ、教育訓練および施設設備の充実強化を図ります。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 18-2 のとおり

<表 18-2> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・計画的な教育訓練の実施と必要な施設設備の整備	—
H26	・計画的な教育訓練の実施と必要な施設設備の整備	—
H27	・計画的な教育訓練の実施と必要な施設設備の整備	—
H28	・計画的な教育訓練の実施と必要な施設設備の整備	—
H29	・計画的な教育訓練の実施と必要な施設設備の整備	—

個別事項 18-3 県および関係機関の災害対応体制等の整備

県および関係機関において、地震発生後の対応の迅速化を図るため、医療救護活動など各活動分野に応じた対応マニュアルの整備を行うほか、応急危険度判定士の養成など人材の育成を行います。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 18-3 のとおり

<表 18-3> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、関係機関	
県の役割	直接、支援	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害時医療救護活動マニュアルの策定 ・災害派遣医療チーム(DMAT)養成 ・応急危険度判定士登録講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・27 チーム ・H29 までに応急危険度判定士数 2,000 人
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる災害派遣医療チーム(DMAT)養成 ・災害医療コーディネーター育成 ・応急危険度判定士登録講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・29 チーム ・1 回以上の研修会の実施 ・応急危険度判定士数 2,000 人(年間 205 人)
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる災害派遣医療チーム(DMAT)養成 ・災害医療コーディネーター育成 ・応急危険度判定士登録講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・31 チーム ・1 回以上の研修会の実施 ・応急危険度判定士数 2,000 人(年間 205 人)
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる災害派遣医療チーム(DMAT)養成 ・災害医療コーディネーター育成 ・応急危険度判定士登録講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・33 チーム ・1 回以上の研修会の実施 ・応急危険度判定士数 2,000 人(年間 205 人)
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる災害派遣医療チーム(DMAT)養成 ・災害医療コーディネーター育成 ・応急危険度判定士登録講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・34 チーム ・1 回以上の研修会の実施 ・応急危険度判定士数 2,000 人(年間 205 人)

個別事項 18-4 防災教育支援事業

防災教育の推進体制整備に向け、教職員が防災に関する専門的な知識や技術を習得するための講習会等を開催します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 18-4 のとおり

<表 18-4> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・校長等を対象としたトップセミナーの開催 ・学校防災教育コーディネーター養成講習会の開催(対象：県内小中学校教員) 	講習会の受講者数 小中各 38 名 計 76 名
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・校長等を対象としたトップセミナーの開催 ・学校防災教育コーディネーター養成講習会の開催(対象：県立学校教員) 	講習会の受講者数 県立学校 68 名
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の危機管理トップセミナーの開催 	—
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の危機管理トップセミナーの開催 	—
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の危機管理トップセミナーの開催 	—

実行 19 広域応援・受援体制の強化

[知事直轄組織]

大規模な地震発生の際、県、市町、防災関係機関の相互協力による応急対策が適切に実施され、県域全体の防災能力の向上に努めます。

また、県全域や県域を越える広範囲に被害が及ぶ地震を想定し、近隣府県との相互の協力や連携が円滑に行われるよう広域応援体制の強化を図るとともに、ヘリコプターの一の広域受援体制の整備を行います。

個別事項 19-1 防災能力の向上

県内市町や防災関係機関・事業者と継続的に訓練を実施し、検証することで県域全体での防災能力の更なる向上に努めるとともに、単独の市町だけでは対応できない場合の初動体制・応援体制を構築します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 19-1 のとおり

<表 19-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、市町、防災関係機関、県民、事業者		
県の役割	直接		
年度	事業内容	目標値	
H25	・市町・防災関係機関等と総合防災訓練の実施を通じた、初動体制・応援体制の構築 市町と連携し、訓練への県民参加を積極的に募ることによる、自助・共助の意識醸成	—	
H26	・市町・防災関係機関等と総合防災訓練の実施を通じた、初動体制・応援体制の構築 市町と連携し、訓練への県民参加を積極的に募ることによる、自助・共助の意識醸成	—	
H27	・市町・防災関係機関等と総合防災訓練の実施を通じた、初動体制・応援体制の構築 市町と連携し、訓練への県民参加を積極的に募ることによる、自助・共助の意識醸成	—	
H28	・市町・防災関係機関等と総合防災訓練の実施を通じた、初動体制・応援体制の構築 市町と連携し、訓練への県民参加を積極的に募ることによる、自助・共助の意識醸成	—	
H29	・市町・防災関係機関等と総合防災訓練の実施を通じた、初動体制・応援体制の構築 市町と連携し、訓練への県民参加を積極的に募ることによる、自助・共助の意識醸成	—	

個別事項 19-2 広域応援・受援体制の充実

大規模な地震に備え、関西広域連合および近畿圏各府県と締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」や中部 9 県 1 市と締結している「災害時等の応援に関する協定」を通じて関係府県等との連携を強化します。

さらに、自衛隊をはじめ防災関係機関の果たす役割は重要であることから、平時からの連携強化を図ります。

また、大規模災害時の迅速な被害状況の確認や消防活動、医薬品・生活支援物資の搬送、医療従事者派遣などにはヘリコプターの活用が有効であることから、他府県等からの応援ヘリコプターを円滑にかつ安全に受け入れるための体制整備を行います。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 19-2 のとおり

<表 19-2> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」および「中部9県1市による災害時等の応援に関する協定」など他府県との協定等に基づく合同訓練への参加 ・関西広域応援受援実施要綱および関西防災・減災プランの改定・策定作業への参画 	—
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」および「中部9県1市による災害時等の応援に関する協定」など他府県との協定等に基づく合同訓練への参加 ・関西広域応援受援実施要綱および関西防災・減災プランの改定・策定作業への参画 ・防災ヘリコプター広域応援受援計画の見直し 	—
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」および「中部9県1市による災害時等の応援に関する協定」など他府県との協定等に基づく合同訓練への参加 ・関西広域応援受援実施要綱および関西防災・減災プランの改定等作業への参画 ・ヘリコプター集結基地の無線デジタル化等の整備 	—
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」および「中部9県1市による災害時等の応援に関する協定」など他府県との協定等に基づく合同訓練への参加 ・関西広域応援受援実施要綱および関西防災・減災プランの改定等作業への参画 	—
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」および「中部9県1市による災害時等の応援に関する協定」など他府県との協定等に基づく合同訓練への参加 ・関西広域応援受援実施要綱および関西防災・減災プランの改定等作業への参画 	—

個別事項 19-3 民間事業者等との応援協定の締結

大規模災害時には、行政機関の対応はもとより、民間事業者や団体との協力体制が必要不可欠なものであることから、物資の供給、避難誘導等を目的とした民間事業者や団体との災害時における応援協定の締結を推進します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 19-3 のとおり

<表 19-3> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・災害時における応援・受援を円滑に行うことを目的とした、民間事業者や団体等多様な主体との応援協定の締結の推進	—
H26	・災害時における応援・受援を円滑に行うことを目的とした、民間事業者や団体等多様な主体との応援協定の締結の推進	—
H27	・災害時における応援・受援を円滑に行うことを目的とした、民間事業者や団体等多様な主体との応援協定の締結の推進	—
H28	・災害時における応援・受援を円滑に行うことを目的とした、民間事業者や団体等多様な主体との応援協定の締結の推進	—
H29	・災害時における応援・受援を円滑に行うことを目的とした、民間事業者や団体等多様な主体との応援協定の締結の推進	—

個別施策 7 防災意識の高揚と地域防災力の強化

地域が一体となって自らの地域の防災を考え、防災力の向上に向けた対策を実施するため、地域の自主防災組織の育成を支援するとともに、県民や事業者などの防災意識の高揚を図ります。

実行 20 自主防災組織の育成・強化の支援

[知事直轄組織]

自主防災組織の活動が地域の防災力の向上につながるよう、自主防災組織が行う防災資機材の整備に対して、市町を通じて支援します。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を行い、自主防災組織の育成と強化を支援することで、組織率の向上につなげます。

個別事項 20-1 自主防災組織の育成・強化の支援

自主防災組織が行う防災資機材の整備に対して市町を通じて支援し、自主防災組織の育成を図ります。

また、自主防災組織のリーダー養成のための研修会を開催し、組織の育成、活動の強化を支援します。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表 20-1 のとおり

<表 20-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町	
県の役割	支援	
年度	事業内容	目標値
H25	・資機材整備への支援（自治振興交付金：自主防災組織育成助成事業） ・自主防災組織リーダー研修会	自主防災組織組織率 85.6%
H26	・資機材整備への支援（自治振興交付金：自主防災組織育成助成事業） ・自主防災組織リーダー研修会 ・自主防災組織活動手引き集の作成	自主防災組織組織率 89%
H27	・資機材整備への支援（自治振興交付金：自主防災組織育成助成事業） ・自主防災組織リーダー研修会	自主防災組織組織率 93%
H28	・資機材整備への支援（自治振興交付金：自主防災組織育成助成事業） ・自主防災組織リーダー研修会	自主防災組織組織率 97%
H29	・資機材整備への支援（自治振興交付金：自主防災組織育成助成事業） ・自主防災組織リーダー研修会	自主防災組織組織率 100%

* 自主防災組織加入所帯数/県内全所帯数

実行 21 災害時要配慮者対策の促進

[知事直轄組織・健康医療福祉部]

災害時において要配慮者（高齢者・障害者等避難支援が必要な方）に対し、迅速かつ的確な対応を行えるよう、市町の取組を促進します。

個別事項 21-1 災害時要配慮者対策の促進

市町が行う災害時における要配慮者対策を促進するため、避難行動要支援者名簿の整備や拠点施設における資機材の配置に対して支援します。

また、市町における避難行動要支援者名簿の維持管理および福祉避難所の設置を促進するための研修会や、民生委員等の支援者の育成や活動強化を図るフォーラムを開催します。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表 21-1 のとおり

<表 21-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町	
県の役割	支援	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> 市町が行う避難行動要支援者台帳システムの整備に係る補助 市町・市町社協職員向け研修会、災害時に支援が必要な人の避難および避難生活・福祉避難所を考えるフォーラムの開催 	—
H26	<ul style="list-style-type: none"> 市町が行う災害時要援護者台帳システムの整備に係る補助 市町・市町社協職員向け研修会の開催 県災害時要援護者避難支援マニュアルの改定 	—
H27	<ul style="list-style-type: none"> 市町・市町社協職員向け研修会の開催 関係団体、民生委員、市町等を対象とした支援者向けフォーラムの開催 	—
H28	<ul style="list-style-type: none"> 市町・市町社協職員向け研修会の開催 関係団体、民生委員、市町等を対象とした支援者向けフォーラムの開催 	—
H29	<ul style="list-style-type: none"> 市町・市町社協職員向け研修会の開催 関係団体、民生委員、市町等を対象とした支援者向けフォーラムの開催 	—

家庭向けの地震防災パンフレットの作成やテレビ定時番組の制作・放映などにより、県民に対して地震防災・減災の意識啓発を行うとともに、地域における地震防災対策や住民への意識啓発が充実されるように、市町や防災機関のトップを対象にしたセミナーを開催するほか、中小企業に対して災害時のBCP（事業継続計画）策定の普及啓発を行うなど、県民・事業者・行政がともに、主体的な役割を果たせるよう意識啓発に努めます。

個別事項 22-1 県民等に対する地震防災意識の啓発

県の広報媒体を通じて県民向けの啓発を行うとともに、家庭向けのパンフレットの作成、市町向けトップセミナーの開催、防災講演会の開催、テレビ定時番組の制作・放映を行います。

また、子どもの命を災害から守るため、子育て世代に対し、就学前の子どもへの防災学習の実施を支援します。

中小企業に対しては、災害時の事業中断を最小限にとどめるためのBCP策定を促進します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表 22-1 のとおり

<表 22-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接、助言等	
年度	事業内容	目標値
H25	・テレビ定時番組の放映（びわ湖放送「くらしSafety」）・市町向けのトップセミナーの開催・防災講演会の開催・災害から子どもを守る研修会の開催 ・防災アニメの制作、放映 ・「事業継続計画策定の手引き」を活用し、県内中小企業のBCP策定を促進	- 事業継続計画の策定 3件
H26	・テレビ定時番組の放映（びわ湖放送「くらしSafety」）・市町向けのトップセミナーの開催・防災講演会の開催・災害から子どもを守る研修会の開催 ・防災紙芝居の制作 ・BCP（事業継続計画）策定支援を実践的に学ぶ研修会の開催	- 事業継続計画の策定 3件
H27	・テレビ定時番組の放映（びわ湖放送「くらしSafety」）・市町向けのトップセミナーの開催・防災講演会の開催・就学前の子どもへの防災学習の支援 ・防災アニメ、防災紙芝居の活用 ・BCP（事業継続計画）策定の促進	- 事業継続計画の策定 3件
H28	・テレビ定時番組の放映（びわ湖放送「くらしSafety」）・市町向けのトップセミナーの開催・防災講演会の開催・就学前の子どもへの防災学習の支援 ・防災アニメ、防災紙芝居の活用 ・BCP（事業継続計画）策定の促進	- 事業継続計画の策定 3件
H29	・テレビ定時番組の放映（びわ湖放送「くらしSafety」）・市町向けのトップセミナーの開催・防災講演会の開催・就学前の子どもへの防災学習の支援 ・防災アニメ、防災紙芝居の活用 ・BCP（事業継続計画）策定の促進	- 事業継続計画の策定 3件

個別施策 8 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模災害時には、行政だけでは十分な対応が望めないことが多く、救護や救援、応急復旧や物資の輸送など、多くの場面で災害ボランティアの活動が重要な役割を果たすことになることから、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図ります。

実行 23 災害ボランティア活動の支援体制の整備

[知事直轄組織・健康医療福祉部]

災害時におけるボランティア活動が円滑に実施されるよう、平常時から災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアに係る人材の育成を進めます。

個別事項 23-1 災害ボランティア活動の支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に実施されるよう、平常時から滋賀県災害ボランティアセンターを設置するとともに、機動運営訓練を実施することにより、支援体制の強化を図ります。

また、災害時に各地から集まるボランティアの適材適所への配置や、被災者からのニーズに対する的確に対応するための人材の育成を図ります。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表23-1のとおり

<表23-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県・社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	
県の役割	直接・支援	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営マネージャー研修の実施 ・滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会の開催 ・滋賀県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 ・災害ボランティア住民リーダー養成研修の実施 	—
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営研修の実施 ・滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会の開催 ・滋賀県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 ・災害ボランティア住民リーダー養成研修の実施 	—
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営研修の実施 ・滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会の開催 ・滋賀県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 	—
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営研修の実施 ・滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会の開催 ・滋賀県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 	—
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営研修の実施 ・滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会の開催 ・滋賀県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 	—

個別施策 9 必要な物資等の備蓄

被災時の医療活動に必要な医薬品や血液製剤などは流通在庫により対応するとともに、被災後の生活のため必要な食糧等を引き続き備蓄しますが、地震に関する被害想定や、その他情勢の変化等により、適宜、備蓄量の見直しを行います。

実行 24 医薬品・食糧等の備蓄

【健康医療福祉部】

県が備蓄している物資について、発生が危惧される地震の被害想定調査の結果により、備蓄量の見直しを行うとともに、市町に対しては、市町の役割として備蓄している物資の見直しを求めます。

個別事項 24-1 災害用医薬品等・血液製剤の備蓄

災害発生時に必要となる医薬品や血液製剤等については、備蓄によらず流通在庫により対応することとし、迅速な調達のための関係団体との連携強化やマニュアルの整備、充実を行います。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表24-1のとおり

<表24-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、事業者	
県の役割	直接、助言等	
年度	事業内容	目標値
H25	・緊急用医薬品等供給マニュアルの策定検討	—
H26	・医薬品等関係団体との協定締結、緊急用医薬品等供給マニュアルの策定	—
H27	・緊急用医薬品等供給マニュアルの充実および医薬品搬送訓練の実施	—
H28	・医薬品等供給体制の充実強化	—
H29	・医薬品等供給体制の充実強化	—

個別事項 24-2 災害用食糧・生活必需品の備蓄

災害発生時における民生用物資の需要に備えるため、災害用食糧については、県および市町がそれぞれ被災する人数の1日分の備蓄を、また、生活必需品については、県が1人1枚の毛布を、市町がその他の品目の備蓄をしていますが、発生が危惧される地震の被害想定により、現在備蓄している物資の量や品目を見直し、想定される被害規模に対応した物資の備蓄を行います。

なお、災害発生初日における食糧については、県民および事業者が備蓄をしておくことが必要です。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表24-2のとおり

<表24-2> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、市町	
県の役割	直接、助言等	
年度	事業内容	目標値
H25	・災害用食糧・生活必需品の備蓄（更新）	-
H26	・災害用食糧・生活必需品の備蓄（更新）	-
H27	・災害用食糧・生活必需品の備蓄（更新）	-
H28	・災害用食糧・生活必需品の備蓄（更新）	-
H29	・災害用食糧・生活必需品の備蓄（更新）	-

個別施策 10 被災後の復興体制の強化

災害発生時において、被災者の支援と被災地域の復興が速やかに実施できるような体制の強化を図ります。

実行 25 滋賀県被災者生活再建支援制度の創設

[知事直轄組織]

被災者の生活の安定と被災地域の速やかな復興を図るため、滋賀県被災者生活再建支援制度を創設し、生活再建のための支援金を交付する体制づくりを行います。

個別事項 25-1 滋賀県被災者生活再建支援制度の創設

滋賀県被災者生活再建支援制度を創設し、被災者生活再建支援法による支援の対象とされない被災者の支援を行うことで、被災者の生活の安定と被災地域の速やかな復興を図るための体制の強化を目指します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表25-1のとおり

<表25-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町	
県の役割	補助・支援等	
年度	事業内容	目標値
H25	・平成 25 年台風 18 号滋賀県被災者生活再建支援金の創設	—
H26	・滋賀県被災者生活再建支援制度の検討・協議	—
H27	・滋賀県被災者生活再建支援制度の創設	運用開始
H28	・滋賀県被災者生活再建支援制度の運用	—
H29	・滋賀県被災者生活再建支援制度の運用	—

基本施策Ⅲ 防災機能の整備・充実

被災時に迅速な情報収集や伝達、的確な対応を行うために必要な防災機能の整備・充実を図るとともに、被災後の救出・救助、救急・救命のために必要な資機材等の整備を図ります。

個別施策 11 危機管理センター等の整備・充実

被災時に迅速な情報収集と的確な処理を行うために、核となる危機管理センターなど施設の機能強化を図るとともに、災害時においても県の各種データを確保するため、県データセンター機能の構築を図ります。

実行 26 危機管理センターの整備

[知事直轄組織]

大規模な地震発生時にも、十分に機能を維持できる耐震性能を備え、県の防災対策の拠点となる危機管理センターの整備・機能向上を図ります。

個別事項 26-1 危機管理センター整備計画の具体化

様々な危機事案に迅速・的確に対応するため、災害対策の拠点となる危機管理センターの機能等について計画を具体化し、運用につなげます。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表26-1のとおり

<表26-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・実施設計の完了、整備工事の着手	—
H26	・整備工事の実施、運用の検討	—
H27	・備品等の整備、運用の開始	—
H28	・運用の継続	—
H29	・運用の継続	—

実行 27 県データセンター機能の構築

【総合政策部】

大規模な地震発生時にも、県の各種データが安全に確保され、各種システムの機能が維持できるように、県データセンター機能の構築を図ります。

個別事項 27-1 県データセンター機能の構築

県の電子自治体システムが地震等緊急時にも安全かつ安定的、効率的な運用が図れるよう、各基幹システムを耐災害性に優れ、セキュリティの高いデータセンターへアウトソーシングし、県データセンター機能の構築を図ります。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表27-1のとおり

<表27-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・住民基本台帳ネットワーク、地域情報提供システム（しらしが）をデータセンターへ移行	—
H26	・引き続きデータセンターの利用を行うとともに、今後データセンター移行が必要と認められるシステムがあれば適期に移行	—
H27	・引き続きデータセンターの利用を行うとともに、今後データセンター移行が必要と認められるシステムがあれば適期に移行	—
H28	・引き続きデータセンターの利用を行うとともに、今後データセンター移行が必要と認められるシステムがあれば適期に移行	—
H29	・引き続きデータセンターの利用を行うとともに、今後データセンター移行が必要と認められるシステムがあれば適期に移行	—

個別施策 12 防災関係システム・設備等の整備・充実

迅速な情報収集と的確な処理を行うために必要な防災関係システムの整備、充実、機能強化を図るとともに、災害発生時の救命・救助等に必要な医療・消防・警察関係の資機材等の整備を行います。

実行 28 防災関係システムの整備・充実

〔知事直轄組織・琵琶湖環境部・企業庁〕

防災行政無線のデジタル化（第2世代対応）を推進し、機能の充実を図ります。

個別事項 28-1 防災行政無線の機能強化

災害時に情報収集や伝達の手段として用いる防災行政無線の送受信を円滑化し、防災情報の高度化に対応するため、防災行政無線のデジタル（第2世代対応）化を進めます。

また、この更新整備に合わせ、琵琶湖流域下水道各浄化センターおよび企業庁各浄水場間の通信設備を更新します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表28-1のとおり

<表28-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・無線機器の製作	—
H26	・中継局、県合同庁舎、防災関係機関への機器設置工事 ・防災行政無線長寿命化計画策定、実施設計（下水道課、企業庁）	—
H27	・危機管理センター、市町、車両等への機器設置と全体の総合調整 ・下水道浄化センター、企業庁浄水場通信設備更新工事・	運用開始
H28	・設備の運用保守	—
H29	・設備の運用保守	—

個別事項 28-2 防災情報システム等の機能強化

危機管理センター基本計画に基づき、情報収集、情報共有および情報活用（耐災害性）の機能強化を進めます。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表28-2のとおり

<表28-2> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・ 防災情報システム実施設計の実施	—
H26	・ 防災情報システム等の更新整備	—
H27	・ 防災情報システム等の更新整備	運用開始
H28	・ 安定的な運用の継続	—
H29	・ 安定的な運用の継続	—

実行 29 県行政機関における庁内情報基盤の防災機能の強化

〔総合政策部〕

大規模災害発生に備え、リモート接続環境の整備やびわ湖情報ハイウェイや行政ネットワークの耐災害性を強化します。

個別事項 29-1 情報システムへのリモート接続環境の整備

大規模災害発生時、自宅や現場等庁外からインターネット経由で庁内システムのサーバ、端末等へのアクセスを可能とする「リモート接続環境」を整備し、継続的な業務が行えるようにします。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表29-1のとおり

<表29-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	—	—
H26	・緊急時、特に対応が必要な所属の職員が利用できるリモート接続環境の整備	—
H27	・安定的な運用の継続と、必要に応じて利用可能な所属の拡大	—
H28	・安定的な運用の継続と、必要に応じて利用可能な所属の拡大	—
H29	・安定的な運用の継続と、必要に応じて利用可能な所属の拡大	—

個別事項 29-2 びわ湖情報ハイウェイ（基幹部分）の耐災害性強化

従来の県内一通信拠点への機能集中型から、県内複数拠点への機能分散型に変更することで、被災した際の通信途絶リスクを軽減します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表29-2のとおり

<表29-2> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・一通信拠点の停止が他の通信拠点間の通信に影響を与えないネットワーク構成に改善	—
H26	・県内遠隔地にサブセンターを設置し、インターネットの接続点を県内2か所に分散	—
H27	・安定的な運用の継続	—
H28	・安定的な運用の継続	—
H29	・安定的な運用の継続	—

個別事項 29-3 県行政ネットワーク（構内回線）の耐災害性強化

本庁舎建物間においてLAN回線断により通信途絶となった際の臨時ネットワーク回線として、長距離無線LAN設備を導入します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表29-3のとおり

<表29-3> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・ H24 年度に行った、緊急時における庁舎間（新館～本館）の長距離無線LAN設備導入および検証以後、毎年度、他の建物間の通信に係る検証を兼ねた敷設実地訓練の実施	—
H26	・ 緊急時に代替経路に円滑に切替えができるようするための実地訓練の実施	—
H27	・ 緊急時に代替経路に円滑に切替えができるようするための実地訓練の実施	—
H28	・ 緊急時に代替経路に円滑に切替えができるようするための実地訓練の実施	—
H29	・ 緊急時に代替経路に円滑に切替えができるようするための実地訓練の実施	—

実行 30 土地情報のデータ化

[総合政策部]

大規模災害発生に備え、土地情報を復元可能な数値データとして整理、保存します。

個別事項 30-1 地籍調査の推進

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備、保存する地籍調査の実施を支援します。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表30-1のとおり

<表30-1> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町	
県の役割	支援	
年度	事業内容	目標値
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・庁内連携に基づく調査推進 ・市町の事業に対する指導・助言 ・地籍調査費補助金の交付による事業支援 ・地籍調査推進プランの策定 	-
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・庁内連携に基づく調査推進 ・市町の事業に対する指導・助言 ・地籍調査費補助金の交付による事業支援 	休止市の解消（H30年度までに） 対前年 20%の事業量増
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・庁内連携に基づく調査推進 ・市町の事業に対する指導・助言 ・地籍調査費補助金の交付による事業支援 	対前年 20%の事業量増
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・庁内連携に基づく調査推進 ・市町の事業に対する指導・助言 ・地籍調査費補助金の交付による事業支援 	対前年 20%の事業量増
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・庁内連携に基づく調査推進 ・市町の事業に対する指導・助言 ・地籍調査費補助金の交付による事業支援 	対前年 20%の事業量増

実行 31 防災関係設備等の整備・充実

[知事直轄組織・健康医療福祉部・警察本部]

大規模な地震発生時の迅速な救命、救急、救助、救援活動のために必要な設備・資機材等の整備・充実を行い、被害の軽減を図ります。

個別事項 31-1 災害時に必要な医療資機材等の整備

地震等の大規模災害時に多発する重篤救急患者に対して、救命医療等を行うための診療機能を確保するため必要な医療資機材等の整備に対して支援し、被害の軽減を図ります。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表31-1のとおり

<表31-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県、関係機関	
県の役割	直接、支援	
年度	事業内容	目標値
H25	・DMATカーの整備(4か所) ・広域搬送拠点の整備(3か所)	—
H26	・DMATカーの整備(6か所)	—
H27	・災害時に必要な医療資機材の整備	—
H28	・災害時に必要な医療資機材の整備	—
H29	・災害時に必要な医療資機材の整備	—

個別事項 31-2 消防防災施設および設備の整備

消防防災施設および設備を整備する市町等(消防機関を含む)に対して、補助や起債について支援および助言等を行い、計画的な整備の促進を図ります。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表31-2のとおり

<表31-2> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	市町等(消防)	
県の役割	支援・助言等	
年度	事業内容	目標値
H25	・消防防災施設および設備を整備する市町等(消防機関を含む)に対して、補助や起債についての支援および助言等を行うことによる計画的な整備の促進	101か所
H26	・消防防災施設および設備を整備する市町等(消防機関を含む)に対して、補助や起債についての支援および助言等を行うことによる計画的な整備の促進	99か所
H27	・消防防災施設および設備を整備する市町等(消防機関を含む)に対して、補助や起債についての支援および助言等を行うことによる計画的な整備の促進	71か所
H28	・消防防災施設および設備を整備する市町等(消防機関を含む)に対して、補助や起債についての支援および助言等を行うことによる計画的な整備の促進	—
H29	・消防防災施設および設備を整備する市町等(消防機関を含む)に対して、補助や起債についての支援および助言等を行うことによる計画的な整備の促進	—

個別事項 31-3 警察関係資機材等の整備

地震等の大規模災害時に、本格的な部隊活動が開始できるまでの初期対応が可能となるよう、救出救助資機材、情報通信機材等を整備し、円滑に全ての能力が発揮できるよう備えるとともに、被害の軽減を図ります。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表31-3のとおり

<表31-3> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・ 救助用工具箱セット、折り畳み式リヤカー、バルーン型投光器等を整備	22種 1,144点
H26	・ 災害時における警察活動の高度化に向けた救出救助資機材と警察WAN（警察署、交番・駐在所をつなぐイントラネット）等の情報通信機材の整備	-
H27	・ 災害時における警察活動の高度化に向けた救出救助資機材と警察WAN（警察署、交番・駐在所をつなぐイントラネット）等の情報通信機材の整備	-
H28	・ 災害時における警察活動の高度化に向けた救出救助資機材と警察WAN（警察署、交番・駐在所をつなぐイントラネット）等の情報通信機材の整備	-
H29	・ 災害時における警察活動の高度化に向けた救出救助資機材と警察WAN（警察署、交番・駐在所をつなぐイントラネット）等の情報通信機材の整備	-

個別事項 31-4 防災ヘリコプターの機能強化

地震災害時に、大規模火災の消火や空からの救助活動、情報収集活動を行う県所有の防災ヘリコプターの機能強化を図り、被害の軽減に努めます。

個別事項の実施計画と役割分担は、下表31-4のとおり

<表31-4> 個別事項の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	-	-
H26	-	-
H27	・ 消防、防災無線のデジタル化 ・ 防災ヘリコプターの安全な活動のためのホイストカメラ、衝突防止装置（TCAS）の設置	-
H28	-	-
H29	-	-

個別施策 13 地震に関する調査研究等

国が行う調査結果に基づき、県独自の調査・研究を補完的に進め、発生が予想される地震に対して、最善の対策を構築できるよう努めます。

また、大学や研究機関等と協力して、地震に関する知見の収集に努めます。

実行 32 地震に関する調査研究等

[知事直轄組織]

国の調査機関が発表する県内活断層に起因する地震の発生確率等に基づき、必要な被害想定調査等を行い、地震防災対策の基礎データとして活用します。

また、大学や研究機関等とデータの共有化を図るなど相互に連携をとりながら、地震に関する知見の収集に努めます。

個別事項 32-1 県内活断層等による地震の調査研究等

基礎調査として行う琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震の震度分布調査および被害想定調査ならびに南海トラフ地震の被害想定調査の結果により必要に応じて、補完調査を実施するほか、国の調査機関が公表する県内活断層の長期評価やその他の研究の成果により、必要が生じた場合には震度分布予測等の調査を行います。

また、大学等の研究機関と連携し、地震に関する知見の収集に努めます。

個別事業の実施計画と役割分担は、下表32-1のとおり

<表32-1> 個別事業の実施計画と役割分担

事業の実施主体	県	
県の役割	直接	
年度	事業内容	目標値
H25	・ H25 年度被害想定業務実施	被害想定件数 12 件（琵琶湖西岸断層帯、花折断層帯、木津川断層帯、鈴鹿西縁断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、南海トラフの 6 ケース×2 パターン）
H26	・ 大学等と連携した地震に関する知見の収集	—
H27	・ 大学等と連携した地震に関する知見の収集	—
H28	・ 大学等と連携した地震に関する知見の収集	—
H29	・ 大学等と連携した地震に関する知見の収集	—

〇地震に備え・対応する「体制」づくり

施策	項目	事業名	事業の概要	担出所属	実施主体	県の役割	事業計画(H26~H28年度)		備考 (関連計画との整合)
							実施事業	口数	
		A	B	C	D	E	F	G	
6 防災体制等の強化									
18	職員防災能力の向上	各種防災訓練等の推進	メディア連携訓練や図上訓練を取り入れた、想定する地震・被害の状況に応じた実践的な総合防災訓練を行うとともに、各種防災システム操作の日常業務を通じた研修等を実施	防災危機管理局	県・市町・防災関係機関・県民・事業者	直接	・近視府県合同防災訓練実施(H25,10) ・継続して訓練・研修実施	-	防災基本計画
		消防学校訓練機能等の充実	消防機関の能力向上のため、「消防学校の教育訓練の基準」および「消防教育実施計画」を踏まえ、教育訓練および施設設備の充実強化を図る	防災危機管理局	県	直接	・計画的な教育訓練の実施 ・消防学校教育訓練施設および設備の充実強化	-	
		県および関係機関の災害対応体制等の整備	県および関係機関において、地震発生後の対応の迅速化を図るため、各活動分野に応じた対応マニュアルの整備や応急危険度判定士など人材の育成を実施	健康医療課 建設課(建築指導課)	県・関係機関 県	直接・支援等 直接	・更なる災害派遣医療チーム(DMAT)養成 ・災害派遣コーディネーター育成 ・応急危険度判定士登録講習会の開催	・34チーム ・災害時に行政と医療機関との間で円滑な連絡調整、連携ができるよう毎年研修を行う。 ・応急危険度判定士の登録 2,000人	
		防災教育支援事業	防災教育の推進体制整備に向け、教職員が防災の専門的な知識や技術を習得するための取組を行う。	スポーツ健康課	県	直接	・校長等を対象としたトップセミナーの開催 ・学校防災教育コーディネーター養成講習会の開催	H25 各市町のコーディネーター講習会の受講者数 小中各38名 計76名の受講 H26 県立学校のコーディネーター68名の受講	防災基本計画
19	広域応援・応援体制の強化	防災能力の向上	県内市町や防災関係機関・事業者と継続的に訓練を実施し、検証することで県域全体での防災能力の更なる向上に努めるとともに、単独の市町だけでは対応できない場合の初期対応・応援体制を構築する	防災危機管理局	県・市町・防災関係機関・県民・事業者	直接	市町・防災関係機関等と総合防災訓練を実施し、初期対応・応援体制を構築する。また、市町と連携し訓練への防災参加を積極的に募り、自給・共助の意識醸成を図る。	-	
		広域応援・応援体制の充実	・大規模な地震に備え、協定を通じて関係府県等との連携を強化 ・他府県からの応援ヘリコプターを円滑にかつ安全に受け入れるための体制整備の実施	防災危機管理局	県	直接	・近視府県合同防災訓練の実施(H25) ・協定に基づく他府県との合同訓練への参加 ・関係広域応援実施要綱および消防防災・防災プランの改定・策定作業への参加 ・防災ヘリコプター応援協定締結の拡充 ・応援協定、支援計画の見直し ・集結基地整備(無線デジタル化等)	・H26年度完了予定 ・H26年度完了予定 ・H27年度完了予定	
		民間事業者等との応援協定の充実	物資の供給、避難誘導等を目的とした民間事業者や団体との災害時における応援協定の締結を推進	防災危機管理局	県	直接	・応援協定の充実	-	
7 防災意識の高揚と地域防災力の強化									
20	自主防災組織の育成・強化の支援	自主防災組織の育成・強化の支援	自主防災組織が行う防災資機材整備に対して市町村を通じて支援するほか、自主防災組織リーダー研修会を行い、自主防災組織の育成と強化の支援を行う。	防災危機管理局	市町	支援	・資機材整備への支援(自治振興交付金:自主防災組織育成助成事業) ・自主防災組織リーダー研修会 ・自主防災組織活動手引き策の作成	・自主防災組織 100% (H29年度末)	
21	災害時要配慮者対策の促進	災害時要配慮者対策の促進	市町が行う要配慮者対策を促進するため、市町の取組の支援や市町職員に対する研修会等を実施	健康福祉政策課	市町等	支援	・市町、市町社協職員向け研修会の開催 ・災害時要配慮者避難支援マニュアルの改定 ・関係団体、民生委員、市町等を対象とした支援者向けフォーラムの開催	-	

22 地震防災意識の啓発	県民等に対する地震防災意識の啓発	県の広報媒体を通じて県民向けの啓発を行うとともに、家庭向けのパンフレットの作成、市町向けトップセミナーの開催、防災講演会の開催、テレビ定時番組の制作・放映を実施する。また、子どもの命を災害から守るため、子育て世代に対し、就学前の子どもへの防災学習の実施を支援する。企業に対しては、災害時の事業中断を最小限にとどめるためのBCP（事業継続計画）策定を促進する。	防災危機管理局	県・市町等	直接・助言等	<ul style="list-style-type: none"> - テレビ定時番組の放映（びわ湖放送「くらしSafety」） - 市町向けのトップセミナーの開催 - 防災講演会の開催 - 災害から子どもを守る研修会の開催 - 防災アニメ、防災紙芝居の制作・活用 	-	防災基本計画
			中小企業支援課	県	助言・支援等	<p>【H25】平成24年度策定に際して作成した「事業継続計画策定の手引き」を活用し、県内中小企業のBCP（事業継続計画）策定を促進。</p> <p>【H26】県内中小企業のBCP（事業継続計画）策定を促進するため、平成24年度策定に際して作成した「事業継続計画策定の手引き」を活用し、県内商工会・商工会議所の経営指導員等や市町職員、中小企業を対象に、BCP策定支援を実践的に学ぶ研修会を開催する。</p> <p>【H27～H29】H25、26年度の実施内容を踏まえて、BCP（事業継続計画）策定の促進をはかる。</p>	・事業継続計画の策定 年間3件	防災基本計画
8 災害ボランティア活動の支援体制の整備						実施事業	目標	
23 災害ボランティア活動の支援体制の整備	災害ボランティア活動の支援体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に実施されるよう、平常時から災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアに係る人材の育成を進める。	健康福祉政策課	県・市町	直接・支援	<ul style="list-style-type: none"> - 協議会の開催 - 運営訓練の実施 - 研修の実施 	-	
9 必要な物資等の備蓄						実施事業	目標	
24 医薬品・食糧等の備蓄	災害用医薬品等・血液製剤の確保・供給体制の構築	災害時における医薬品等の確保・供給を円滑に行うための関係団体との連携強化およびマニュアルの充実	薬務感染症対策課	県・事業者	直接・助言等	<ul style="list-style-type: none"> - 医薬品等関係団体との協定締結 - 緊急用医薬品等供給マニュアルの充実 - 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> - 協定締結（1団体） - 行動計画の作成 - 訓練の実施 	
	災害用食糧・生活必需品の備蓄	災害用に備蓄している食糧および生活必需品の数量の調査認定調査結果などによる見直しの実施と市町村に対する見直しの助言	健康福祉政策課	県・市町	直接・助言等	災害用食糧・生活必需品の備蓄	琵琶湖西岸新居地町調査認定避難者100,000人にかかる1日分を備蓄	
10 被災後の復興体制強化						実施事業	目標	
25 被災者被災者生活再建支援制度の創設	被災者被災者生活再建支援制度の創設	被災者の生活の安定と被災地域の速やかな復興を図るため、被災者被災者生活再建支援制度を創設し、生活再建のための支援金を交付する体制づくりを行う。	防災危機管理局	市町	補助・支援等	被災者被災者生活再建支援制度の創設	平成26年度中の運用開始	

